

東南アジア学会会報

2022 年 5 月

第 116 号

目 次

第 103 回大会会員総会摘録	3
第 29 期第 3 回理事会摘録	5
第 29 期第 4 回理事会摘録	6
第 19 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告	9
2020 年度東南アジア学会会計決算報告	11
2022 年度東南アジア学会予算案（一般）	14

第 103 回研究大会報告

<自由研究発表>

アグロエコロジック的農業への転換の有効性と課題: カンボジア・バットアンバン州を事例として	江角 泰 16
インドネシアにおけるザカート（喜捨）のデジタル化とその課題	足立 真理 17
TRIPs 協定下にあるタイ王国の知的財産制度に関する報告:	
タイの「経済発展」に有効な知的創造教育小特許制度の普及	森 哲也 17
タイヤイ移民の主体的な教育の選択: タイ国北部チェンマイ県における	
タイヤイ移民第 1.5 世代および第 2 世代の高等教育への進学に着目して	朴 苑善 18
ふたつのチャンパー国家間における 1397 年の紛争に関する一考察:	
八天干（ウィンドウ）と十二地支（ナクシャトラ）との組合せ暦を基にして	新江 利彦 19
ドイモイ後のベトナムにおけるオペラと国家体制の正当性	加納 遥香 20
コミュニティのジェンダー: ベトナムの多世代相互扶助クラブと女性たち	加藤 敦典 21
東日本大震災と外国人移住者: カトリック仙台教区におけるフィリピン人共同体形成を中心に	寺田 勇文 22
（資料紹介）『南洋と日本人』写真／写真絵葉書百選	青木 澄夫 22
バジョの治療儀礼実践から見る空間認識: インドネシア南東スラウェシバジョ集落における精霊信仰と海	加藤久美子 23

<パネル 1 東南アジアのイスラーム書にみる『天国と地獄』: 死生観および社会道徳観への影響>（趣旨説明: 菅原 由美）

マレー語キターブにおける終末と来世: 人々は何に関心を寄せてきたのか	久志本 裕子 25
19 世紀ジャワにおける地獄物語の変容: 『髑髏物語』と『天国と持続に関する詳細な知らせ』の比較から	菅原 由美 26
死と終末の語りによる社会道徳の啓蒙: 米国統治期ミンダナオの『来世の物語』にみる民謡歌手の意図	川島 緑 26

<パネル 2: 東南アジアの境界域および紛争経験社会からみた共生的関係と身体>（趣旨説明: 堀江 未央）

バングラデシュにおける「他者」との共存: 身体・場所・被傷性	杉江 あい 28
メコンデルタ多民族社会の混交と忌避の語りから考える身体	下條 尚志 29
中国南部トン族の平等主義社会における身体と差別の関係	黄 潔 30
もめごとを／が生み出す関係: 雲南ラフにおける移動と身体	堀江 未央 30
身体から見る宗教・民族的差異の動態: 南部フィリピンにおけるムスリム・キリスト教徒混住社会の事例	吉澤 あすな 31

<パネル 3: フィリピン・ベトナムにルーツを持つ子どもたちの母語・継承語学習をめぐる状況>（趣旨説明: 近藤 美佳）

公立小学校における母語教室が目指すこと: ベトナムルーツの子どもたちへの学習支援活動を通して	近藤 美佳 33
フィリピンにルーツを持つ子どもに対する母語・継承語学習支援の意義と課題	矢元 貴美 33
在日ベトナム人家庭における母語・継承語について	PHAM PHI HAI YEN 34

<パネル 4: 東南アジアにおける宗教文献研究の意味とその将来性: 「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本」調査結果を通じて>（趣旨説明: 大野 美紀子）

ワット・サマナーナムボーリハーン（在泰京越南寺院景福寺）の発展におけるベトナム移民の関与について	Thanyathip Sripana（代理 西田 昌之） 35
景福寺所蔵の仏伝資料の系譜と宗教的機能: 合綴本「釈氏国音」を中心に	亀山 隆彦 36
料紙調査からみた「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本」の基礎的考察	小島 浩之・矢野 正隆 37
漢字・字喃対訳版『佛説天地八陽經』所収字喃の方言的特徴について	清水 政明 37

<大会シンポジウム: 「なれずしを食べる人びと: メコン川流域と琵琶湖域の比較食文化誌」>（趣旨説明: 落合 雪野）

初めてなのに懐かしかった: 東南アジアの魚類発酵食品との出会いから	森枝 卓士 39
カンボジア国境域ラオ人社会の「パデーク」をめぐる民族の接触と社会変容	山崎 寿美子 39
琵琶湖域におけるナレズシの多様性と製法	堀越 昌子 40
ふなずし研究の環境史的意義	橋本 道範 40

短報

第 14 回国際タイ学会（The 14th International Conference on Thai Studies）	西田 昌之 42
東南アジアにおける自律的な知の模索	芹澤 隆道 43
University of Passau: A Gateway to Southeast Asian Studies in Germany	Pavin Chachavalpongpun 43
地区活動報告	45
新入会員・住所変更など	47
事務局より	50

第 103 回大会会員総会摘録

日時 2021 年 12 月 4 日 (日) 16:00~17:00
 場所 オンライン開催
 出席 会員 81 名 (16:13 オンライン上で確認)

0. 議長選出 (総務)

- ・池田一人会員が議長に選出された。

1. 報告事項**(1) 会長 (岩井)**

- ・学会の活性化の為に特に組織し、実施する集会について、研究集会と特別例会という 2 つの名称が混在していた。今後はその活動に関して研究集会という名称を統一して用いる。
- ・今後は、地区例会とも連携して、研究集会を適宜行い、広汎で柔軟な研究成果の発表の場を提供する。

(2) 総務 (小林)

- ・会員数は 566 名で、うち正会員 509 名、学生会員 57 名である。会員数は、昨年の同時期より 11 名増加した。
- ・会費納入状況は、2020 年度の未納者が 33 名、2021 年度の未納者は 149 名である。
- ・会報 114 号、115 号を発行した。
- ・会員名簿の訂正版の発行を、11 月に行った。
- ・会則第 4 条第 11 項にもとづき、2021 年 1 月に委員の任命を行った。

(3) 会計 (柿崎が欠席。小林が代読)

- ・2 年間会費が未納の場合は、休会として扱われる。休会の可能性が生じた会員には、京都通信社から連絡が行くので、対応して欲しい。

(4) 大会 (貞好)

- ・2021 年 9 月 1 日に、研究集会「ミャンマーを読み解く ―歴史のなかの現在、比較のなかの地域」をオンラインで開催した。257 名の参加を得た。
- ・第 103 回研究大会は、ハイブリッド形式での開催の可能性を模索したが、9 月に全面オンラインでの開催を決断した。今回の研究大会は龍谷大学社会学部会との共催である。明日の公開シンポジウムは、龍谷大学農学会、発酵醸造研究会との共催である。

(5) 編集 (見市)

- ・会誌第 51 号の編集を進めている。
- ・次号の投稿締め切りは 2022 年 9 月である。多数の応募を期待する。

(6) 学術渉外 (速水)

- ・地域研究コンソーシアム (JCAS) が 2021 年 10 月 30 日 (土) に年次集会を開き、地域研究

コンソーシアム賞授賞式・受賞記念講演、公開シンポジウム『地域研究とグローバルアジェンダ：濃い研究のもたらす視座』をオンラインで開催した。JETRO アジア経済研究所が共催した。

- ・地域研究学会連絡協議会 (JCASA) が、12 月 25 日 (土) に総会をオンラインで開催する予定である。

・人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会 (GEAHSS) が、来年 2~3 月に公開シンポジウムを行う予定である。

- ・東洋学・アジア研究連絡協議会が、12 月 18 日 (土) にシンポジウム「研究環境の変容と東洋学・アジア研究」を実施する。

・SEASIA (アジアにおける東南アジア研究コンソーシアム) が、2022 年 6 月 9~11 日に国際集会をハイブリッド形式で開催する。インドネシアの人文社会研究所 BRIN が主催である。

(7) 教育・社会連携 (菊池)

- ・学会の活動を広く社会に還元する活動の一貫として、9 月に学会が実施した研究集会を、高大連携の関係者を通し、高校の先生に周知した。
- ・今後、学習指導要領の変更が行われる。その対応において、会員に協力をお願いする可能性がある。

(8) 情報 (清水)

- ・学会のウェブページ、メーリングリストの更新作業を随時行っている。
- ・会報 114 号と 115 号のダウンロードページを作成した。
- ・地区例会のオンライン開催を支援するため、例会用の Zoom アカウントを学会として契約し、利用している。

(9) 各地区

- ・昨年度より始まった地区の垣根を越えたオンライン例会の運営を、今期も継続している。地区担当の理事と委員が協力して、オンライン例会の開催を行っている。

①北海道・東北 (岩澤)

- ・2021 年 11 月 27 日 (土) に、北海道・東北地区の担当理事と委員が、オンライン例会を主催した。発表者の都合で、夜の開催となった。現代東南アジアにおけるアーツマネジメントの諸相をテーマに、東南アジア大陸部のコミュニティアーツ、ソーシャルアーツの実務家と研究者による 6 名の発表があった。非会員の参加者も多く、学会の活動を広く知って頂く機会になった。

②関東 (丸井)

・関東地区では、4名の委員と共に、オンライン例会の運営を他地区の関係者と協力して実施している。

③中部（小座野）

・2021年12月17日（金）の夕方6時半から、インドネシア研究関連のオンライン例会を、中部地区が愛知県立大学との共催で実施する予定である。共催先の大学の勤務時間の関係で、金曜日の夕方の開催となった。

④関西（菅原）

・他の地区の理事・委員と協力してオンライン例会を実施している。

・2021年10月9日（土）に、関西地区担当の理事・委員が担当し、外国ルーツをもつ子供たちに関する大阪大学の研究会と共催でオンライン例会を実施した。参加登録は70名を越え、非会員の参加も多く、盛況だった。

⑤中国・四国（菅谷）

・報告なし。

⑥九州（篠崎）

・他地区の理事・委員に協力して、オンライン例会を運営した。来年度以降は、九州地区が中心となった例会を開催したい。

（10）ハラスメント防止（青山）

・今期に入ってハラスメントの報告が1件あった。ハラスメント防止委員会で慎重に対応して、理事会に概要を報告した。

・「ハラスメントのない学会を目指して」という学会のステートメントが、2010年12月4日に公表されてから10年が経過する。SNSの普及などこの10年の環境の変化を受けて、「ハラスメント防止委員会からのお願い」という新しいステートメントを作成し、2021年6月19日にメーリングリストで周知すると共に、学会のホームページにも掲載した。

（11）その他

・特になし。

2. 審議事項

（1）29期運営体制

・岩井会長より、笹川前会長の御逝去に伴い、理事の欠員の補充を行ったことが説明された。すなわち、2021年4月25日に第29期臨時理事会が招集され、岩井会長が新たに会長に選出されたことを受け、東南アジア学会細則第6条第4項に従い、根本敬会員に理事就任を依頼し、内諾を得た上で6月19日開催の第29期第2回理事会で審議の後、承認された。本会役員は総会の承認を受けるものとする東南アジア学会会則第8条第1項を踏まえ、総会における承認が

必要である旨が述べられ、提案の通り承認された。

（2）2020年度決算について

・第28期会計理事の菅原会員より、配布資料をもとに2020年度の決算報告が行われた。続いて高田洋子監事より監査結果報告が行われ、承認された。

（3）2022年度予算案について

・第29期会計理事の代理を務めた菅原会員より、来年度の予算案について配布資料をもとに説明がなされ、原案通り承認された。

（4）第104回研究大会について

・岩井会長より、104回研究大会は東京外国語大学で開催すること、日程および開催形式に関しては、会場校との話し合いにより4月以降に決定するが、11月末から12月上旬で調整する予定であることが提案され、承認された。

（5）その他

・特になし。

以上

第 29 期第 3 回理事会摘録

日時 2021 年 10 月 24 日(日) 13:00~15:00

場所 Zoom オンラインミーティング

出席 青山亨、東賢太朗、伊藤友美、岩井美佐紀、岩澤孝子、柿崎一郎、片岡樹、菊池陽子、小座野八光、小島敬裕、小林知、貞好康志、篠崎香織、清水政明、下條尚志、菅谷成子、津田浩司、土佐桂子、根本敬、速水洋子、丸井雅子、見市建

欠席 菅原由美

0. 定足数の確認

- ・出席者 22 名で定足数(16 名)を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

(1) 会長(岩井)

- ・第 19 回東南アジア史学会賞の審査結果の報告を選考委員会より受けた。選考結果は、本理事会の後にメールで会員に公表する。

(2) 総務(小林)

- ・会報 114 号を発行した。
- ・2021 年度版の会員名簿を準備し、10 月に公開した。
- ・6 月に会員に案内した三島海雲学術賞に関して、学会推薦を希望するという申し出はなかった。

(3) 会計(柿崎)

- ・特になし。

(4) 大会(津田)

- ・研究集会「ミャンマー情勢を読み解く ―歴史のなかの現在、比較のなかの地域―」を 9 月 1 日にオンラインで開催した。当日は最大 257 名の参加者を得た。

(5) 編集(見市)

- ・次号の学会誌の投稿を締め切った。論文は 4 本(うち研究ノート 2 本)の投稿があった。それぞれ査読を進めている。書評は 17 本(うち 1 本は投稿原稿、16 本は依頼原稿)を準備している。

(6) 学術渉外(速水)

- ・10 月 30 日にオンラインで行われる JCAS(地域研究コンソーシアム)の年次集会についてメールで会員に周知した。
- ・6 月の理事会で報告した「人文社会系学協会連合連絡会」について、本学会が参加する JCASA(地域研究学会連絡協議会)では、参加を見送ることになった。
- ・GEAHSS(人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会)のシンポジウムが年明けに予定

されている。詳細は 12 月の理事会で報告する。

(7) 教育・社会連携(菊池)

- ・研究集会について、高大連携歴史教育者会議を通じて高校の先生に案内をした。このような連携を通じて、学会活動を高校の先生に知ってもらうよう努める。

- ・歴史教育を含む、高校の学習指導要領が来年度から大きく変わること、高校の先生にも研究者との連携を求める動きがみられる。必要に応じて、会員に協力を要請してゆく。

(8) 情報(清水)

- ・学会ウェブページと学会メーリングリストの管理と情報の更新を行っている。

- ・学会ウェブページの「入会・登録変更」の表示を分かりやすいよう修正した。

- ・オンライン地区例会用に購入した Zoom アカウントは稼働率が高く、有効に使用している。

- ・研究大会のオンライン開催に必要なシステムについて、大会担当理事と相談して、準備を進める。

(9) 各地区

- ・6 月以降は毎月 1 回の例会をオンラインで開催している。

①北海道・東北(岩澤)

- ・11 月 27 日(土)に、「東南アジアにおけるアートマネジメントの諸相」をテーマとしたオンライン例会を北海道・東北地区の担当で実施する。

②関東(丸井)

- ・9 月以降のオンライン例会の発表希望者を募集する案内を、8 月初めにメーリングリストで配信したが、希望が寄せられていない。院生など若手研究者の発表や、パネル形式の例会の企画についての周知と勧誘を、地区例会担当以外の理事の方々にもお願いしたい。

③中部(小座野)

- ・関西地区の理事と委員が担当した 9 月のオンライン例会に、中部地区の担当者も協力した。オンラインでの例会開催に関するノウハウを学ぶ機会ともなり、有意義であった。

- ・中部地区が中心となるオンライン例会を 12 月 17 日(金)の 18 時から予定している。

④関西(菅原は欠席)

- ・特になし。

⑤中部・四国(菅谷)

- ・特になし。

⑥九州(篠崎)

- ・7 月に開催されたオンライン例会のサポートにあたった。九州地区でも今後の企画を考えている。

以上

(10) ハラスメント防止（青山）

・特になし。

2. 審議事項

(1) 103 回研究大会について

・大会担当の貞好理事から、自由研究発表 10 件、パネル 4 件の応募について説明があり、大会担当の理事・委員での協議を経て全てを「採択」とする案が提出され、審議の後、承認された。

・シンポジウムについて、最近の新型コロナ感染拡大の状況とその対応を開催校の責任者と改めて協議した結果、全てをオンラインで開催することが適切であるという方針に至ったことが報告され、審議の結果、承認された。

・大会担当の津田理事から、今回の研究大会のプログラム全体を龍谷大学社会学部学会、シンポジウムについては龍谷大学農学会および龍谷大学発酵醸造微生物リソース研究センターとの共催とする提案が、各学会から寄せられた開催経費の助成の申し出と併せて説明・提案され、審議の結果、承認された。さらに、共催の決定に伴って、研究大会プログラムの全体を龍谷大学社会学部学会・農学会の関係者（学生・教員）である非会員にも公開することが提案され、審議の後、承認された。

・大会担当の津田理事より、自由研究発表、パネル、シンポジウムを、2 つの Zoom ミーティングルームを併用して 2 日間にわたって実施する 103 回研究大会のプログラムが提案され、審議の後、承認された。

(2) 2020 年度決算報告について

・会計担当の柿崎理事より、欠席の菅原理事（第 28 期会計担当理事）に代わって、2020 年度の一般会計、研究奨励金、研究助成金の決算が報告され、審議の後、承認された。

(3) その他

・大会担当の下條理事より、オンラインで実施される 103 回研究大会で発表を予定する会員から、その時間を確保するために託児サービスを利用する必要がある、それに対して学会から助成が受けられるかどうかの確認を求められているとの報告があった。審議の後、対面式で開催された従来の研究大会で託児所を利用して参加した会員にその料金の一部を補助してきた本学会の方針を踏まえ、オンラインで実施される研究大会においても大会理事・委員の差配が必要に応じて対応することが確認された。

・次回の第 4 回理事会は、12 月 3 日（金）の 20 時からオンラインで開催する。

第 29 期第 4 回理事会摘録

日時 2021 年 12 月 3 日（金）20:00～21:30

場所 Zoom オンラインミーティング

出席 青山亨、伊藤友美、岩井美佐紀、岩澤孝子、柿崎一郎、片岡樹、菊池陽子、小座野八光、小島敬裕、小林知、貞好康志、篠崎香織、清水政明、下條尚志、菅原由美、菅谷成子、津田浩司、土佐桂子、根本敬、速水洋子、丸井雅子、見市建

欠席 東賢太朗（委任状）

0. 定足数の確認

・出席者 22 名で定足数（16 名）を満たしていることが確認された。

1. 報告事項

(1) 会長（岩井）

・特になし。

(2) 総務（小林）

・10 月に公開した会員名簿に、作成を担当した京都通信社の側のミスで誤りがあったために、訂正した差替版を 11 月 11 日に公開した。

・会報 155 号を 11 月末に発行した。

・12 月 2 日時点の会員数は 566 名、うち一般会員 509 名、学生会員 57 名である。会費未納者数は、2020 年度が 33 名、2021 年度が 149 名である。

(3) 会計（柿崎）

・11 月初旬に、年末で会員資格を喪失する可能性がある会員に対して、メールで会費納入を呼び掛けた。その結果、2020 年度の未納者は 33 名にまで減少した。

・1 名の会員から、手違いで 2 年分を重複して納入してしまったとの理由で、返金を希望する依頼があった。返金を行い、振込手数料は学会の事務経費に計上した。

(4) 大会（貞好）

・103 回研究大会の準備を、各方面からの助力を得て進めた。参加登録をした会員は 226 名、シンポジウム関係者などの非会員の参加登録者が 35 名であり、合計の参加登録者は 261 名である。

・研究大会は龍谷大学の学内組織との共催の形をとる。それにより、龍谷大学からの補助金を受け入れる。

(5) 編集（見市）

・次号の学会誌に掲載するために、投稿された原稿の査読と編集作業を進めている。

(6) 学術渉外（速水）

・10月30日（土）に JCAS（地域研究コンソーシアム）の年次集会在、JETRO 主催によりオンラインで開催された。

・JCASA（地域研究学会連絡協議会）の年次総会が12月25日（土）にオンラインで開催される。

・GEAHSS（人文社会科学系学協会男女共同参画推進連絡会）の公開シンポジウムが年明けの2～3月に予定されている。

・東洋学・アジア連絡協議会が、12月18日（土）に、シンポジウム「研究環境の変貌と東洋学・アジア研究」を実施する。

(7) 教育・社会連携（菊池）

・特になし。

(8) 情報（清水）

・学会ウェブページと学会メーリングリストの管理と情報の更新を行っている。

・学会ウェブページで、会員名簿および会報の公開を行った。

(9) 各地区

①北海道・東北（岩澤）

・11月27日（土）に、「東南アジアにおけるアートマネジメントの諸相」をテーマとしたオンライン例会を北海道・東北地区の担当で実施した。

②関東（丸井）

・特になし。オンライン例会の発表希望者を、他の地区理事と協力して、募集してゆく。

③中部（小座野）

・12月17日（金）に、中部地区担当の理事・委員が中心となって、愛知県立大学公開講座「インドネシア現地経済事情講習」との共催でオンライン例会を行う予定である。

④関西（菅原）

・特になし。

⑤中部・四国（菅谷）

・特になし。

⑥九州（篠崎）

・特になし。

(10) ハラスメント防止（青山）

・会員総会では、今期に1件のハラスメントの相談があり、委員会で対応し、理事会に報告済みである旨を報告する。また、「ハラスメント防止委員会からのお願い」というステートメントを学会ウェブサイトで公表した旨を報告する。

2. 審議事項

(1) 104 回研究大会について

・岩井会長より、東京外国語大学において、土佐桂子会員を実行委員長として開催することに関係者から内諾を得たことが報告され、審議の後、承認された。

・日程については、11月後半から12月初旬の時期を想定しているが、2022年4月以降に会場校の業務日程が確定してから、改めて検討して決定することが承認された。

(2) 2022 年度予算案について

・会計担当の柿崎理事より、2022年度の一般会計、研究奨励金、研究助成金の予算案について配付資料をもとに説明がなされ、承認された。

・会費収入については、10月末時点の会員数を参考に、9割が納入するという見込みで計上した。

・会費外収入については、会誌販売と広告料の例年の実績を踏まえて計上した。

・支出について、来年は地区例会と理事会の開催が対面式に戻るのか、オンライン形式が継続するのか不透明だが、対面で開催される場合を念頭に予算額を計上した。

・大会開催費、地区例会など活動費も、上記の判断に基づき、対面で開催する場合の必要額を踏襲して予算額を計上した。

・会誌製作費は、昨年度の支出額を参考にして、ほぼ同額を計上した。

・印刷費は、来年度は会員名簿の印刷はなく、会報のみであるため、6万円とした。

・会員管理費は、今年度の前期の実績を踏まえて、年間予算は50万円で収まると計算した。

・郵送費・事務費も、従来の予算額を踏襲して

いる。

(3) その他

- ・ 特になし。

- ・ 次回の第 5 回理事会は、2022 年 6 月前後に開催する。日程については別途調整する。

以上

第 19 回東南アジア史学会賞選考委員会審査報告

東南アジア史学会賞選考委員会委員長
川島 緑

第 19 回東南アジア史学会賞選考委員会は、外山文子会員による『タイ民主化と憲法改革：立憲主義は民主主義を救ったか』（地域研究叢書）（京都大学学術出版会、2020 年）が同賞を授与するにふさわしい業績であるとの結論に達したので、その審査経過と授賞理由を報告する。

（1）審査経過

応募作品はいずれも自薦による作品 2 点であった。選考委員会は 5 名で構成され、2021 年 5 月 29 日にオンラインで顔合わせを行い、互選により川島を今回の選考委員長に選出した。東南アジア史学会賞は「最近 3 年間」に発表された「少壮研究者の業績を顕彰すること」としており、2 作品がともにこの条件を満たしており審査対象となることを確認した。今回の審査期間は、昨年と同様、新型コロナウイルスの感染拡大により都道府県をまたぐ移動が自粛された時期と重なり、選考委員が集まり対面で委員会を開催することが困難であった。そのため、各委員が応募作品について個別に評価を行い、その結果を書面で委員長に提出し、それを踏まえてオンライン・ミーティングで協議を行い、最終結論を導くことを申し合わせた。

電子メールでの意見交換を経て、2021 年 6 月下旬、委員長より各委員に評価結果とその判断理由を記す審査結果報告書の様式を送付した。評価の観点、は、前回と同様、①研究課題の独創性、②関連する調査研究活動の適切性、③史資料利活用の適切性、④新たな発見・知見の提示、⑤論述の明解さ、⑥作品の完成度、⑦東南アジア史学・東南アジア研究への貢献度、⑧その他特記事項の 8 項目とすることにし、各項目毎の評価、及び、それに基づいた選考結果と応募作品に関する全般的な講評を記入した報告書を委員長に提出するよう依頼した。9 月 10 日までに全委員からの審査結果の報告が委員長宛てに提出された。その結果を委員長を通じて全員で共有したうえで、9 月 13 日にオンラインで選考委員会を

開催し協議を行った。

審議においては、各委員がそれぞれの作品について評価の観点を踏まえながら評定内容を説明し、両候補作品の長所、短所について活発な意見交換と討議が行われた。評価書における総合的な結果は、外山氏の作品が相対的に高かったものの、他の作品についてもスケールの大きなテーマに取り組んだ意欲的な作品であることを評価する意見も出された。しかし、叙述の根拠となるデータが十分示されているかという実証の着実さにおいて、外山氏の作品の方が優れていると評価する委員が大半を占め、最終的に外山氏の作品に第 19 回東南アジア史学会賞を授与することがふさわしいとの結論に達した。

（2）授賞理由

本書の主眼は、1990 年代以降のタイ政治に広まった「立憲主義」、及び、「法の支配」という概念が、民主主義とどのように関わっているかを明らかにすることにあり、そのため 1997 年憲法と 2007 年憲法の制定過程を取り上げ、議会や制定過程に関わる文書と関係者へのインタビューにもとづき、詳細な分析をおこなっている。

著者の主張は以下のようにまとめられる。タイでは 1992 年の憲法改正以後、民衆の政治的な目覚めに対する知識人や保守派の恐怖、及び、政治家の汚職に対する「政治の浄化」が憲法改正の争点となった。そのため、「司法の役割」強化が、1997 年憲法と 2007 年憲法の制度において重要性を増し、それが司法による民選政権の打倒の原因になった。2006 年 9 月のクーデタ前後から、国民の代表である国会を統制しうるほどまで司法制度が強化され、それが、民選で連勝したタックシン派政権の弾圧と選挙の無効裁定を出す事態につながった。著者は序章において、(1)タイで立憲主義による政治改革に着手した契機は何か、(2)タイ立憲主義にはどのような特徴があるのか、(3)タイ立憲主義にもとづく二つの憲法は民主主義に対してどのような影響を与えたのか、という三つの問いを立て、1-7 章で上記の過程を検証している。終章では、これらの分析に基づき、現代タイ政治の仕組みを解明し、タイの立憲主義と「司法の政治化」は、民衆の政治運動を恐れた知識人や保守派が、民選よりテクノクラートの専門性を重視し、国王・軍・官僚など旧政治権力の利益の保

護を目指した試みと理解できるとの結論を導いている。

本研究の高く評価される点は、次の3点にまとめられる。第一は、2000年代以降のタイ政治とその混迷を解明するにあたって、憲法の制度に注目し、「民主主義の統制を目指した1997年憲法と2007年憲法」という論点を明確に打ち出し、「政治の司法化」の枠組みから、憲法が民選政権を打倒する役割を果たすに至る背景や制度を詳細に検討した点である。タイ語の文献資料を丹念に読み、憲法起草委員会メンバーにインタビューを実施し、それらを通じて二つの憲法が司法・独立機関を強化していく仕組みと過程を説得的に示している。

第二に、本研究は東南アジアに限らず、欧米の事例も含め、「法の支配と民主化」にかかわる先行研究を広範囲に参照している。そのレビューを通じて、タイ憲法の制度設計では、司法、立法、執政の三権のバランスにおいて司法の強さが突出しており、有権者の審査からも自由な司法権が立法権を制限する制度のもと、民主主義の統制に用いられる特徴が明らかにされている。

第三は、憲法の成立過程や特徴の分析にとどまらず、憲法裁判所や独立機関による政治家の汚職認定や、民選政権を倒した訴訟にまで研究の範囲を広げた点である。文書と制度を分析対象とした本研究のアプローチは全般に静態的であるが、憲法の産物である汚職認定の問題等も研究の対象に含めることにより、1990-2000年代のタイ政治と司法の動態を扱う実証的研究として、その価値が高まった。

本書は以上述べたような優れた点を持つが、改善すべき点もいくつか指摘された。著者の今後の研究のさらなる発展を期待しつつ、今後の学術研究書作成の留意点として、これらの指摘にも触れておきたい。第一は、今日まで蓄積されてきたタイ政治研究の見取り図と本研究の関係をより明確に示す必要性である。従来のタイ政治研究では、軍、王室、官僚、財界などのアクターに注目し、これらアクター間の権力構造を分析してタイ政治の動態を描き出すものが主流であった。本書は、これらとは異なるアプローチを採り、憲法に焦点を当てて分析するという特徴を持つため、上記の指摘は「ないものねだり」といえるかもしれない。ただし、終章では覇権の維持を目指すタイの旧政治勢力の意図に言及して

いることを考慮すると、先行研究で重視されてきた権力構造や、「国王を元首とする民主主義体制」概念と憲法の関連に言及しつつ、タイ政治の大きな構図のなかにこの研究を位置付けると、より明確に著者のメッセージが伝わったのではないかとと思われる。タイ政治の専門家以外の東南アジア研究者一般にも、本書の内容をより効果的に伝えるためには、このような工夫が必要ではないだろうか。

第二に、この作品には、タイに暮らす一般の人々にとって憲法や憲法改革がどのような意味を持ち、彼らは憲法改革をどのようにみているのか、という点が含まれていない。東南アジア研究の作品として、現地で暮らす人々への著者のまなざしが感じられる部分があるとよりよかったという意見も出された。

第三は、学術書執筆の作法にかかわる問題である。誤記、誤字、表記の不統一が少なからずあり、引用方法、図版の出典表記、写真の説明に関する問題点も指摘された。これらにより作品の完成度が損なわれてしまったことは残念である。

(3) 結論

上記のいくつかの指摘は、今後、著者により、よりよい作品が制作され、さらなる研究への進展を期待する各委員の声としてあえて記したものである。これらの指摘にもかかわらず、本作品はタイ語資料を含む文献資料やインタビュー調査にもとづいて現代タイ政治の重要な問題に迫った力作であり、本賞を授与するにふさわしいという総合的な評価に変わりはない。したがって、本選考委員会では外山文子会員による『タイ民主化と憲法改革：立憲主義は民主主義を救ったか』が東南アジア史学会賞を授与するにふさわしい業績であるという結論に至った。

以上

2020年度東南アジア学会 会計決算報告(一般)

2020年1月1日～12月31日

I 収入の部		II 支出の部	
1 会費収入	5,427,194	1 大会開催費	55,901
(郵送希望会員郵送料を含む)		2 地区例会費	22,860
		3 会誌編集費	2,993,001
		4 印刷費	102,135
2 会費外収入	514,378	会報印刷費	102,135
書籍販売	318,780		
広告料	50,000	5 会員管理費	234,696
利息	13	6 郵送費	10,299
その他	145,585	7 事務費	22,266
		8 情報化経費	394,913
		9 特別事業費	274,966
		理事会開催費	31,140
		理事選挙開催費	243,826
事業収入合計	5,941,572	事業支出合計	4,111,037
前年度繰越金	9,412,452	次年度繰越金	11,242,987
収入合計	15,354,024	支出合計	15,354,024

第28期会計担当理事

菅原由美 

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2021年 9月29日

監事

監事

奥平龍二

高田洋子



2020年度東南アジア学会 会計決算報告(研究助成金)

2020年1月1日～12月31日

I 収入の部		II 支出の部	
1 利息	30	1 旅費	0
		振込料	0
		2 大会託児施設	0
		振込料	0
		1～2の合計	0
前年度繰越金	3,416,546	次年度繰越金	3,416,576
収入合計	3,416,576	支出合計	3,416,576

第28期会計担当理事

菅原由美 

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2021年 9月29日

監事 奥平龍二 監事 高田洋子 

2020年度東南アジア学会 会計決算報告(研究奨励金)

2020年1月1日～12月31日

Ⅰ 収入の部		Ⅱ 支出の部	
1 利息	47	1 学会賞関係費	284,960
		選考委員交通費	0
		学会賞副賞	250,000
		諸雑費	34,300
		振込料	660
		その他	0
前年度繰越金	5,597,824	次年度繰越金	5,312,911
収入合計	5,597,871	支出合計	5,597,871

第28期会計担当理事

菅原由美 

会計簿、預貯金残高記載書類、領収書控帳などを点検した結果、
誤りのないことを確認しました。

2021年 9月29日

監事

奥平龍二

監事

高田祥子



2022年度東南アジア学会予算案(一般)

収入の部		
1. 会費収入		3,950,000
	一般(8,000×457)	3,656,000
	学生(5,000×52)	260,000
	郵送料(2,000×17)	34,000
2. 会費外収入		250,000
	会誌販売	200,000
	広告料	50,000
3. その他		0
収入合計(X)		4,200,000

支出の部	
I. 通常事業	
1. 大会開催費	330,000
2. 地区例会等活動費	300,000
3. 会誌制作経費	2,300,000
4. 印刷費	60,000
会報印刷費	60,000
5. 会員管理費(業者委託)	500,000
6. 郵送費	30,000
7. 事務費	30,000
8. 情報化経費	50,000
通常事業費合計(Y)	3,600,000
II. 特別事業	
1. 理事会開催費	300,000
2. 理事会選挙関連費	300,000
特別事業費合計(Z)	600,000
支出合計(Y)+(Z)	4,200,000
収支差額(X)-(Y)-(Z)	0

第 103 回研究大会報告

第 103 回研究大会は、2021 年 12 月 4 日（土）と 5 日（日）に、青木恵理子会員（龍谷大学）を大会準備委員長として龍谷大学瀬田キャンパスを基地にオンラインで開催された。1 日目と 2 日目に自由研究発表とパネル発表があり、2 日目の午後には大会シンポジウムが行われた。

プログラム

<自由研究発表>

12 月 4 日（土）

アグロエコロジー的農業への転換の有効性と課題：カンボジア・バットアンバン州を事例として・・・江角 泰（NPO 法人テラ・ルネッサンス）

インドネシアにおけるザカート（喜捨）のデジタル化とその課題・・・足立 真理（日本学術振興会特別研究員）

TRIPs 協定下にあるタイ王国の知的財産制度に関する報告：タイの「経済発展」に有効な知的創造教育小特許制度の普及・・・森 哲也（特許業務法人日栄国際特許事務所）

タイヤイ移民の主体的な教育の選択：タイ国北部チェンマイ県におけるタイヤイ移民第 1.5 世代および第 2 世代の高等教育への進学に着目して・・・朴 苑善（大阪大学大学院）

ふたつのチャンパー国家間における 1397 年の紛争に関する一考察：八天干（ウィンドウ）と十二地支（ナクシャトラ）との組合せ暦を基にして・・・新江 利彦（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・フェロー）

ドイモイ後のベトナムにおけるオペラと国家体制の正当性・・・加納 遥香（一橋大学大学院修了）

コミュニティのジェンダー：ベトナムの多世代相互扶助クラブと女性たち・・・加藤 敦典（京都産業大学）

東日本大震災と外国人移住者：カトリック仙台教区におけるフィリピン人共同体形成を中心に・・・寺田勇文（上智大学・名誉教授）

12 月 5 日（日）

（資料紹介）『南洋と日本人』写真／写真絵葉書百選・・・青木澄夫（中部大学・元教授）

バジョの治療儀礼実践から見る空間認識：インドネシア南東スラウェシバジョ集落における精霊信仰と海・・・加藤久美子（上智大学大学院）

<パネル報告>

12 月 4 日（土）

パネル 1: 「東南アジアのイスラーム書にみる『天国と地獄』：死生観および社会道徳観への影響
趣旨説明・・・菅原 由美（大阪大学）

マレー語キターブにおける終末と来世：人々は何に関心を寄せてきたのか・・・久志本 裕子（上智大学）

19 世紀ジャワにおける地獄物語の変容：『髑髏物語』と『天国と持続に関する詳細な知らせ』の比較から・・・菅原 由美（大阪大学）

死と終末の語りによる社会道徳の啓蒙：米国統治期ミンダナオの『来世の物語』にみる民謡歌手の意図・・・川島 緑（上智大学・名誉教授）

パネル 2: 東南アジアの境界域および紛争経験社会からみた共生的関係と身体

趣旨説明・・・堀江 未央（岐阜大学）

バングラデシュにおける「他者」との共在：身体・場所・被傷性・・・杉江 あい（名古屋大学）

メコンデルタ多民族社会の混交と忌避の語りから考える身体・・・下條 尚志（神戸大学）

中国南部トン族の平等主義社会における身体と差別の関係・・・黄 潔（名古屋大学）

もめごとを／が生み出す関係：雲南ラフにおける移動と身体・・・堀江 未央（岐阜大学）

身体から見る宗教・民族的差異の動態：南部フィリピンにおけるムスリム・キリスト教徒混住社会の事例・・・吉澤 あすな（京都大学大学院）

12 月 5 日（日）

パネル 3: フィリピン・ベトナムにルーツを持つ子どもたちの母語・継承語学習をめぐる状況

趣旨説明・・・近藤 美佳（大阪大学）

公立小学校における母語教室が目指すこと：ベトナムルーツの子どもたちへの学習支援活動を通して・・・近藤 美佳（大阪大学）

フィリピンにルーツを持つ子どもに対する母語・継承語学習支援の意義と課題・・・矢元 貴美（大阪大学）

在日ベトナム人家庭における母語・継承語について・・・ファム・フィー・ハイ・イェン（大阪大学大学院）

パネル 4: 東南アジアにおける宗教文献研究の意味とその将来性：「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本」調査結果を通じて

趣旨説明・・・大野 美紀子（京都大学）

ワット・サマナーナムボーリハーン（在泰京越南寺院景福寺）の発展におけるベトナム移民の関与について・・・Thanyathip Sripana（Chulalongkorn 大学）・代理発表 西田昌之（国

際基督教大学)
 景福寺所蔵の仏伝資料の系譜と宗教的機能：合綴
 本「釈氏国音」を中心に・・・亀山 隆彦（龍谷大
 学）
 料紙調査からみた「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍
 字喃本」の基礎的考察・・・小島 浩之・矢野 正
 隆（東京大学）
 漢字・字喃対訳版『佛説天地八陽經』所収字喃の方
 言的特徴について・・・清水 政明（大阪大学）

<大会シンポジウム>

なれずしを食べる人びと：メコン川流域と琵琶湖域 の比較食文化誌

趣旨説明・・・落合 雪野（龍谷大学）
 初めてなのに懐かしかった：東南アジアの魚類発酵
 食品との出会いから・・・森枝 卓士（フォトジャー
 ナリスト）
 カンボジア国境域ラオ人社会の「パデーク」をめぐ
 る民族の接触と社会変容・・・山崎 寿美子（愛国
 学園大学）
 琵琶湖域におけるナレズシの多様性と製法・・・堀
 越 昌子（滋賀大学・名誉教授）
 ふなずし研究の環境史的意義・・・橋本 道範（滋
 賀県立琵琶湖博物館）

<自由研究発表要旨>

アグロエコロジー的農業への転換の有効性と 課題：カンボジア・バタンバン州を事例とし て

江角 泰（NPO 法人テラ・ルネッサンス）

本報告の目的は、カンボジア北西部バタンバン州カムリエン郡において工業型農業からアグロエコロジー的農業への転換が、農民たちの生計にどのような効果があったかを考察することである。

同地域は、元々熱帯季節林に覆われていたが、森林伐採が進み、工業的農業であるキャッサバなどの換金作物が栽培されるようになった。そのため、同地域の農民は、単一換金作物の栽培に依存し、農薬や化学肥料、苗木や種子を購入し、労働者を雇うために借金を抱えるようになった。さらに、キャッサバの値段が暴落

し、同地域の農民は、多額の借金の返済が困難になった。

そこで、2017 年から 2021 年 3 月まで、NPO 法人テラ・ルネッサンスが、同地域に住む障害者 100 世帯を対象に、複数の家畜飼育を家畜銀行という形で貸し出すとともに、有機栽培による野菜栽培訓練、グローバル経済のリスクとお金に関するワークショップ等を実施した。この事業の対象世帯が、事業実施前後でどれほどアグロエコロジー的農業へ転換できたのかを、GTAE (Groupe de travail sur les Transitions AgroEcologiques・アグロエコロジーへの移行に関するワーキンググループ) のアグロエコロジー的生産システムの度合いを測る指標を元に評価した。その結果、対象 100 世帯のうち、2017 年時点では、E 評価が 62 世帯、D 評価 35 世帯、C 評価 3 世帯で、A と B 評価の世帯はなかったが、2021 年には、E 評価が 0 になり、D 評価 28 世帯、C 評価 51 世帯、B 評価 11 世帯、A 評価 4 世帯と、全体として大きくアグロエコロジー的農業へ転換していることが明らかとなった。

この中で特に評価指標の高かった世帯を詳細に分析することで、アグロエコロジー的農業転換の有効性を確認できた。それは、①多品種栽培や農業と畜産の融合を通じた自律性の向上、②感情面での安定など精神面でのポジティブな変化、③家族や隣人との社会関係資本の蓄積、④新型コロナウイルスや洪水などの外的なショックへのレジリエントな対応などである。

一方で、アグロエコロジー的農業へ転換する際の課題も明らかになった。①アグロエコロジー的農業で収入が得られるようになるまでの期間、最低限必要な現金収入の必要性。②対象地域では工業的農業が拡大したために、在来の薬草などが手に入りにくくなっていること。そのため、③これらの薬草などを実際に使用するのに時間と手間がかかること。④膨大な現地の伝統的な薬草の知識が農民たちへ共有されていないことが挙げられる。

これらの課題を解決するために、農協による

アグロエコロジー的農業を推進していく体制の構築が考えられる。解決策については、報告のなかで詳しく論じたい。本報告を通じて、アグロエコロジー的農業の重要性を明らかにするとともに、課題を浮き彫りにして、今後いかにアグロエコロジー的農業への転換を促進できるかを明示したい。

インドネシアにおけるザカート（喜捨）のデジタル化とその課題

足立 真理（日本学術振興会特別研究員）

本報告の目的は、ザカートと呼ばれる宗教的喜捨の支払いのデジタル化というインドネシアにおける新しい慣行を探究することである。ザカートとは、イスラームにおける信仰告白・礼拝・断食・巡礼と並ぶ信徒の最重要とされる義務である。

2019 年から、東南アジア最大の決済アプリ GO-PAY は、インドネシア全国ザカート管理局（Badan Amil Zakat Nasional: 以下 BAZNAS）と協働してザカートをオンラインで支払うことができるサービスを開始した。成人人口の約半数が銀行口座を保有していないインドネシアでも、全人口の半数以上がこのアプリを利用しており、その結果サービス開始から 1 年もたたない 2019 年 10 月の時点で、GO-PAY を介したデジタル寄付は 630 億ルピア（約 5 億円）の資金を調達した。これは QR コードや ATM 支払いなどのほかのデジタルチャンネルと比べても徴収の規模が格段に大きくなっている。

本報告では、一次資料として全国ザカート管理局の理事へのオンライン聞き取り調査、二次資料として「GO-PAY digital donation outlook 2020」等を使用し、デジタル化の沿革と課題を検討する。その結果、巨大デジタルプラットフォーム GO-PAY を使ったザカート寄付の発展は、かなり急速ではあるが、未だ体系

化されていないことがわかった。アプリのユーザーインターフェースが、GO-PAY for Good、Gogive、Gobills のように頻繁に変更されているからである。

またデジタル化の課題としても、2 点明らかになった。第一に、ザカートの徴収面においてデジタル化は積極的に推し進められているが、分配面ではほとんど活用されていないという点である。BAZNAS は徴収面の強化を図るものの、受給者への支援はあくまで対面での給付、物資支給、教育やマイクロファイナンスなどのエンパワメント系支援に限定されていることが判明した。

第二に、先行研究でルドニスキが『スピリチュアル・エコノミー』と名付けた宗教的倫理とビジネスマネジメント知識の融合が、BAZNAS によるザカートの管理手法にも確認された。BAZNAS の理事の「受給者には直接給付ではなく、エンパワメントやトレーニングが必要だ」という度重なる発言には、新自由主義的な価値観と宗教的敬虔さの合流がみられる。NGO による制度化やデジタル化に伴い、ザカートは貧者の正当な取り分であるというクルアーンの理念から離れ、生産的人間に育てるという新たな理念に変化しているのではないかと考察できる。加えてコロナ禍において、インドネシアにおけるザカートの徴収率は上がっているものの、即時支援に繋がっていないというアンバランスさについても、デジタル化の課題として指摘できる。

TRIPs 協定下にあるタイ王国の知的財産制度に関する報告: タイの「経済発展」に有効な知的創造教育小特許制度の普及

森 哲也（特許業務法人日栄国際特許事務所）

タイ王国（以下「タイ」という。）では、E.F.シューマッハーの「知足経済哲学」を憲法に宣明して、飽くなき欲望の追求はしない「経

済成長」の「正統性」を謳っている。

前国王の故ラーマ 9 世は賢慮の誉れ高く、自国の農業問題に対処するために、天候制御の発明をしてヨーロッパ特許を取得し、また写真、文学の分野でも多才な知的創造者であった。

国王がその国の象徴でもあるならば、タイの国民（以下「内国人」という。）の知的創造力も象徴するものであるといえよう。

しかし、タイの「内国人」の知的創造力は、少なくとも科学技術分野においては、他の開発途上国（以下「途上国」という。）同様に、今のところ、必ずしも「産業発展」に資するほどのものではない。そしてタイの知的財産制度は、その「内国人」の知的創造に十分な寄与があるとはいえない。

一国の科学技術分野における知的創造力は、特許出願の件数に表れる。しかし、タイの「内国人」の特許出願件数は、他の「途上国」の平均よりやや上回るものの、「外国人」による特許出願件数と比較すると 2016 年の時点で約 12%にしか過ぎない。

このようにタイの「内国人」の科学技術分野における知的創造力の低さは、タイが他の「途上国」と同様に宿命の「途上国」であり宿命の「商業国家」であって、「内国人」は、既存の経済的価値の追求に明け暮れていることを物語る。

宿命は「途上国」にとっても過去のことであって変えることはできないが、それに続く運命は「内国人」の意志によって変えることができるはずである。

ところで、一般的に「途上国」の「内国人」の大方は、「財産」は有しているものの、それが法的にどのような位置づけにあるかということの意識が明確ではなく「財産」に対する「所有権」意識、つまり「人権意識」、従って「財産」に関する「規範意識」に疎いとされる。

そのような社会では、権利擁護を理念とする「法の支配」の「実定性」が不十分となり、国家あるいは為政者が、法を支配の手段とする

「法による支配」に傾き後退する。

翻って、タイの「内国人」の識字率を観ると、それは 80%を超えており、前国王が象徴するように、知的創造の「潜在能力」は相当高いものが想定され、また、「財産」や「所有権」一般に対する「権利意識」や「規範意識」においても低くないものと推定される。

そうすると、タイが「経済発展」への運命を変えるためには、知的創造教育を知的財産制度の制度設計及び運用に結び付けて行なうことが必要となる。

そこでタイの特許制度を観れば、日本の実用新案制度に類する「小特許」の制度がある。

この制度は、タイの「内国人」の科学技術の水準に併せて制度設計がなされているので「内国人」を知的創造に誘導出来る。従って、当面この「小特許」の制度の普及が、タイの「経済発展」に資する有効な鍵となろう。

タイヤイ移民の主体的な教育の選択：タイ国北部チェンマイ県におけるタイヤイ移民第 1.5 世代および第 2 世代の高等教育への進学に着目して

朴 苑善（大阪大学・博士課程）

本研究は、タイ国北部チェンマイ県におけるタイヤイ移民第 1.5 世代および第 2 世代が、どのようにタイ社会を生きるかについて、彼らがタイ国内で享受・選択してきた教育に焦点を当て明らかにすることを目的としている。これまでの研究において移民の第 1.5 世代および第 2 世代は、国家による制限を受ける存在として捉えられることが多かったが、本研究では様々な制約の狭間に置かれつつも自ら取捨選択を行い将来の可能性を広げる主体として彼らを捉え、当事者によるミクロな視点に基づいた分析を試みた。

研究対象は、ミャンマーの行政地区であるシャン州からタイ国へと移住したシャン（タイヤイ）である。彼らはシャン州を中心に中国雲南

省西部、タイ国北部に分布するタイ系民族の一集団であり、タイ国内では「タイヤイ」と呼ばれている。とりわけ本研究では、幼少期にタイ国へ移り住んだタイヤイ移民の第 1.5 世代とタイ国内で出生した第 2 世代に着目した。また、調査地であるタイ国北部チェンマイ県は、タイ国内におけるタイヤイの最大の居住地域として彼らを広く受け入れてきた。これは現在のチェンマイ県にあたる地域が、言語や文化といった側面において歴史的にタイヤイと親縁性を持つ地域であったためである。

タイヤイ移民第 1.5 世代および第 2 世代は、彼らの親世代である第 1 世代と大きく異なり、学齢期の大半をタイ国内で過ごしている。つまり、彼らはタイ国内で教育を受けてきた世代であるということだ。タイ国では 2000 年代半ば以降、国籍の有無や滞在資格を問わず、国内に居住する全ての児童に対して就学前教育から後期中等教育までの 15 年間の無償教育を保障している。移民の子どもたちの教育に関しては、現在タイ国のみならず全世界で共有される重要なテーマであるが、議論の中心となるのはやはり初等教育や前期中等教育であることが多い。しかし、近年タイ国では、タイ国籍を持たないタイヤイ移民の第 1.5 世代および第 2 世代が、後期中等教育修了後に国内の高等教育へと進学する事例が見られている。これは、高等教育の大衆化による影響のみならず、タイ国内で生まれ育ったタイヤイ移民第 1.5 世代および第 2 世代の、タイ社会を生きる上での主体的な選択であると述べることができる。実際に、発表者が 2020 年にチェンマイ県で行った調査からも、かれらは高等教育への進学を「国籍取得のため」、また「安定した職業に就くため」などといったように、自らの将来の可能性を広げる手段として用いていることが明らかになった。国籍や滞在資格といったタイ国内での法的身分は、ときに彼らの選択の幅を狭めるものとなる一方で、彼らはそのような状況を前提としながら、高等教育へ進学すること

も自らの将来設計を行う上で重要な一つの方法として捉えている。

ふたつのチャンパー国家間における一三九七年の紛争に関する一考察: 八天干（ウィンドゥ）と十二地支（ナクシャトラ）との組合せ暦を基にして

新江利彦（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）

チャンパーは東南アジアにおける *Maṇḍala* 国家集合のひとつと考えられてきた。しかし、*Maṇḍala* 集合内部の関係や抗争に関する先行研究は少ない。西暦換算で 1397-1433-1441 年頃のチャンパー集合内部の抗争を反映する史資料として、チャム写本「王の年代記」（皇家編年史, *Sakarai dak rai patao*, 1832 年頃）と、遅くとも 20 世紀初めまでに文字化された歴史伝承群（*Damnay*）があるが、*Sakarai* や *Damnay* などのチャム写本の信頼性は低く評価され、従来の歴史研究ではほとんど活用されていない。本研究では、まず *Sakarai* や *Damnay* などチャム写本の紀年法を考察して、その論理と科学的正確性を明らかにした。そして、*Sakarai* や *Damnay* 文献から複数の信頼できる部分を抽出し、碑文や *Sejarah Melayu*（馬來編年史, 1612 年頃）のような比較的近い時代の史資料と比較し、*Maṇḍala* 集合内部でヘゲモニーをもっていた領邦のムラユ語呼称「Yak」を得た。

発表者は、チャム語碑文やチャム写本などのチャンパー史資料に使用された紀年法を考察した結果、これらの史資料について二つの点を指摘できることを発見した。第一に、チャンパー史資料にはヒンズー陰陽暦紀年（シャカ紀年）がなされた碑文及びそれと合致する内容をもつ中国・ベトナムの漢文史料と、中印双方の影響を受けたチャム陰陽暦とイスラーム太陰暦の両方を用いたチャム組合せ紀年がなされた写本の

二つがあり、それらは同名異国の歴史を叙述していた。このことは、フランス人によるチャム研究への着手に先立ち、1872年に死去したベトナム阮朝の史官 Nguyễn Văn Siêu（阮文超）撰「順城遺事」において、既に、中国・ベトナム正史に基づくチャンパー史と、チャム写本の漢訳に基づくチャンパー史の、異同比較とともに示唆されていた。第二に、従来の研究にはチャム写本の紀年法に対する誤解があった。碑文史料から写本史料への移行以後、チャンパー史資料はシャカ紀年に代わって陰陽暦の十二獣と太陰暦の八天干（ウィンドウ、チャム語 Ikes Sarak、太陰暦八年周期の元日の曜日のイオニア数字番号に基づく各年の呼称）によるチャム組合せ紀年を行い、今に至る。従来、チャムの十二獣は、中国の十二支からの借用であると誤解されてきた。しかし、チャム組合せ紀年における十二獣は、機能的には二十八宿（ナクシャトラ、チャム語 Anak Nasak）から選ばれた十二宿による陰陽暦十二年周期の木星の座標に基づく各年の呼称である。それは、十二辰・十二支とは獣名が同一なだけで、機能は異なる。その機能はむしろ十二次に近い。チャムの十二獣は超次超辰現象を考慮し、各ナクシャトラが指す具体的な木星座標＝黄道十二宮が時期により移動するため、形骸化はしていない。

「王の年代記」は十二獣だけで紀年がなされているが、各王の在位年数は太陰暦の八天干に基づくことが計算から判明している。*Damnay Po Parican* には 1377 年の尸耐混港からの大越陳睿宗死去後の陳軍撤退の日付（hu nam thun bilan sa harei nam bangun jip (ehā'), Po Parican 王の即位第六年陰陽暦第一月初六日木曜エハーッ（エプシロン）の日, Thu, 06-Zhj-778 AH, 16-Apr-1377 AD in Julian）のように年月日と曜日が明記された例、Jek 国による Anguei 国占領と Po Parican 王死去の年（thun anak nasak kabau bā', 水牛月曜バーッ（ベータ）の年, 丁丑, 800 AH, 1397 AD）のように十二獣と八天干が明記された例がある。上記発見に依拠し、チャンパー-Maṇḍala

集合内部の複数の Maṇḍala を具体的に Yak (Jek) と Anguei と特定して、両国間の 1397 年の紛争の事実を明らかにした。

ドイモイ後のベトナムにおけるオペラと国家体制の正当性

加納 遥香（一橋大学大学院修了）

社会主義体制下のベトナムでは 1950 年代後半以降、ヨーロッパを起源とするオペラに関して、ベトナム人作曲家による作品創作や国立オペラ団による国内外の作品の上演などが実施されてきた。発表者はこれまで文化と政治の絡み合いに着目してこの歴史を研究してきたが、本発表では、ドイモイ後の中央政府レベルでの事業に焦点を当てる。

1986 年のドイモイ路線採択後のベトナムでは、社会主義諸国に限定しない全方位外交の採用などの変革が進められた一方、現在までベトナム共産党（以下、党）の独裁体制が継続している。先行研究では、ドイモイ後には統制が緩和されながらも、文化芸術が体制維持のためのツールとして引き続き動員されていることが指摘されている。本発表では政府文書、音楽家協会機関誌、オペラに関する学術研究、公演パンフレット等の読解を通して、ベトナムが変容する国際環境、およびドイモイ以前の自国の過去にどう向き合っているのかという問いに答える。それにより、オペラがいかに国家体制を支える文化装置の役割を担っているのかを明らかにする。

1990 年代半ば以降、国立オペラ団はフランスやスウェーデン、日本等の協力を得ながら外国のオペラ作品の制作を行ってきた。これらの活動は、国際環境や対外政策の変化に対応した結果であると同時に、新しい対外関係を構築する実践でもあり、また、人材育成や若手演出家の自国の作品に対する関心にもつながった。自国の作品については、まず学術領域において、1960～80 年代にかけてベトナムの作曲家が創

作した 6 作品が構成する「ベトナム音楽劇」ないし「ベトナムオペラ」というジャンルをめぐる歴史的・音楽学的研究が行われ、ヨーロッパ式オペラと共通する形式であることが示されてきた。これと並行して、党の政策に呼応する音楽家協会は、同ジャンルを、交響楽やオペラなどを意味する「博学音楽」であり、かつ過去の誇るべき「革命音楽」であるとみなして政治的重要性を見だし、最初の作品とされる《コー・サオ》(1965 年初演)公演を 2012 年に主催した。一連の上演(2012、2014、2015 年)とそれらをめぐる言論は、「ベトナム音楽劇／オペラ」の作品史を現代にまで延長し、作品内容や上演の文脈を政治、革命の歴史と結びつけ、そのうえで国主催の芸術コンクールでは同作品に高い評価を与えた。これらを通して《コー・サオ》、さらに「ベトナム音楽劇／オペラ」ジャンルには、音楽的・政治的、かつ歴史的・同時代的な価値が付与されてきた。

以上から、ドイモイ後のベトナムにおいてオペラは、ベトナムを現代の国際環境に再配置し、そのなかで国家の文化的威信の拠り所のひとつとなり、かつ同国の過去から現在への継続性を作り出すという機能を持っていることが明らかになった。結論として、オペラが、党の指導する国家体制の正当性を演出する装置となってきたことを指摘する。最後にこの装置の今後の展開の可能性と実際の効果の限界についても言及する。

コミュニティのジェンダー: ベトナムの多世代相互扶助クラブと女性たち

加藤 敦典(京都産業大学)

ベトナムでは、近年、高齢者ケアのアクターとしてコミュニティの役割が注目されるようになっていく。2010 年に国際援助団体の支援のもと北中部各省の村落で開始された「多世代相互扶助クラブ」運動では、高齢者、女性、貧困

世帯などを含む住民グループを組織し、少額貸付、健康増進活動、独居高齢者に対する訪問ボランティアなどが展開されている。私が文化人類学的な調査をおこなってきたハティン(Ha Tinh)省の村落でも、女性連合会が主幹となり、いくつかの集落にクラブが設置された。

多世代相互扶助クラブ運動では、女性たちの中心的な活躍が目立つ。なぜ女性たちはこれだけ熱心なのか。本論では、マリリン・ストラザーンが 1960 年代のイングランド農村でおこなった村落・親族調査と、ロバート・コンネルの『ジェンダーと権力』の分析枠組みを参考に、以下、四つの観点からの分析を提示する。

第一は、ジェンダーの視点からみた親族と村落の相互関係である。夫方居住が一般的なベトナム北・中部の村落では、多くの成人女性にとって、むらは結婚にともなって移住してきたいわば「よそもの」の空間である。男性にとってのむらが生まれたときから親戚に囲まれて暮らしてきた私的な領域であるのに対し、女性にとってのむらは一種の公共圏であり、かつ、家族を超えた女性同士の紐帯を構築する親密圏でもある。ゆえに彼女たちにとって社会活動を通してむらのなかで居場所を確保することが大きなモチベーションとなり、かつ「よそもの」同士ゆえにプロジェクトの公正・厳格な運営を重視することになる。それが支援事業の委託先として女性団体が信任を得ることにもつながるのである。

第二の観点は、労働と分業である。農業生産様式の変化や人口動態の変化のもと、コミュニティの意義が「生産」から「再生産」へと移行するなか、女性たちはケア役割にコミュニティとの接点を見いだしていくことになる。家内的なケアが女性の役割とされるなか、それを手掛かりにむらの公共空間で存在感を発揮する女性たちの姿が明らかになる。

第三に、権限と統制の観点である。ここではベトナム戦争終結後の地方政治の再ジェンダー化を議論する。戦後、男性たちが戦場から戻っ

てきたため、女性たちは女性であることを通してしか地方政治に参画できなくなる。そうしたなか、女性たちが政治に関わるチャンネルが家族、人口、ケアなどの分野に限定されていたことを指摘する。

第四の観点、カセクスである。女性たちの社会活動における情動や愛着の問題に注目すると、彼女たちの活動の重要なモチベーションが女性同士の姉妹的連帯や「わかちあい」にあることがわかる。このような情動は上記の三つの動きから生み出されたものであると同時に、それらの活動を支える基盤ともなっていることを指摘する。

以上のようにコミュニティをジェンダー化されたものとして分析することにより、ベトナムのケア・レジームがより精確に理解可能になることを示していきたい。

東日本大震災と外国人移住者：カトリック仙台教区におけるフィリピン人共同体形成を中心に

寺田 勇文（上智大学）

岩手県、宮城県、福島県では、少なくとも3,310人のフィリピン人（男270人、女3,040人、2010年）が暮らしていた。その多くは女性で日本人と結婚して家庭を築いていた。ところが2011年3月11日の東日本大震災は彼らの生活を一変させ、津波や原発事故により家族、住居や職を失った者も少なくなかった。

カトリック仙台教区（青森、岩手、宮城、福島4県）は、信徒に限らず外国人被災者支援を重視し、2011年11月に「仙台教区滞日外国人支援センター」（Sendai Diocese Support Center for Foreigners）を設置した（本部は大船渡市、後に石巻市に移転）。

フィリピン人とインドネシア人の2人の神父が2014年末までの3年間、被災地各地を毎週、繰り返し訪問し、支援物資配布、外国籍

信徒名簿作成、家庭訪問をはじめ、英語、タガログ語、場合により日本語のミサを行い、ブロック・ロザリオ等にも参加した。

主な訪問先は、弘前、八戸塩町（青森県）、久慈、釜石、大船渡、水沢、一関（岩手県）、気仙沼、南三陸、石巻、亘理（宮城県）、いわき、小名浜、郡山、白河、須賀川、郡山（福島県）の教会等である。多くの教会で、日本語のミサのなかでもフィリピン人が出席している時は、タガログ語の主の祈りを皆で斉唱するようになった。

一例として震災後、カトリック大船渡教会のミサには多数のフィリピン人と家族が出席するようになり、2011年末までに会員は110人から190人になった。同センターはまた、職を失った外国人を対象に、2011年末から2年間、大船渡、亘理、一関で介護ヘルパー2級養成講座を運営し、33人（フィリピン人以外にインドネシア人2人、中国人、韓国人各1人）が資格を得た。リーダーシップ・トレーニング、カテキズム教育なども行われた。2012年6月には福島で、仙台教区第1回外国人信徒大会（300人参加）を開催し、新潟教区、東京教区のフィリピン人も参加して被災体験の共有、交流が行われた。被災地のフィリピン人はセンターの活動、仙台教区の支援を積極的に受けとめ、各地でフィリピン共同体を築こうとしてきた。

仙台教区が管轄する被災地には、外国人、とくにフィリピン人が多かったためにフィリピン共同体形成が重視された。しかし、その目的はフィリピン人の教会を創出することではなく、日本人とともに多文化的な教会を築くことにあった。外国人司牧の重要性は仙台教区だけでなく、全国の教区で認識されており、仙台教区滞日外国人支援センターの活動は、日本全国のカトリック教会のサポートにより実現した。

（資料紹介）『南洋と日本人』写真/写真絵葉書百選

青木 澄夫

(中部大学・元教授/JICA・元職員)

発表者は、本学会第 90 回研究大会(2013 年)で「東南アジアで販売された絵葉書に見る日本人写真師の『まなざし』」と題して、第二次世界大戦以前に「南洋」(表南洋/外南洋)と呼ばれた東南アジア地域で活動した日本人写真師について報告した。

2015 年には、科研費の成果発表として、「日本人が残した写真絵葉書に見る 100 年前の東南アジア 付アフリカ」展を中部大学民族資料博物館で開催し、56 頁のカタログを研究機関や希望する本会会員等に配布した。

以降、東南アジアの日本人経営の写真館、商店、ホテル等が撮影・製作・販売等に関与した図像資料などの収集と調査に努め、現在その店数は 130 余店に及んでいる。

この研究成果の一部は、シンガポール日本人会が 2016 年に刊行した『シンガポール日本人社会百年史』の戦前の部に収め、2017 年には『写真絵葉書に見る 100 年前のインドネシア』(協力/翻訳:パジャジャラン大学)をじゃかるた新聞社から上梓した。

東南アジアにおける写真師については、松本逸也の『シャムの写真師』による磯長海洲が知られているが、他にもタイ・バンコクのプロム写真館、マレーシア・クアラルンプールの中島写真館、フィリピン・マニラのサン・スタジオ、ベトナム・ハノイの渡辺写真館、インドネシアで豪華写真集『スマトラ ジャワバリ』を英語・オランダ語併記で刊行したトサリ・スタジオ(K. T. Satake)などの作品は、当時から好評だった。また、撮影者は不詳なるも、写真絵葉書を製作した日本商店は、ミャンマーの藤井商会や山田商会、インドネシアの島根商会や南洋商会などがあげられる。1920 年代からシンガポールを中心に爆発的に流行した RPPC (Real Photo Postcard) の多くは、記名がないため撮影者を特定できないが、その

ほとんどは、日本写真館によるものだ。

今回の発表では、これら日本写真館や日本商店の作品や、日本人や日本の文化を被写体にした写真や写真絵葉書 etc 100 点を、発表者のコレクションから紹介する。

東南アジアを旅すると、戦前の日本人の活動についての情報提供を希望する声をしばしば聞く。東南アジア諸国や欧米・大洋州諸国の公文書館や研究機関などでは、史資料を積極的に収集・研究し、書籍の刊行やインターネット上での公開を行っている。

発表者のコレクションは、これらの機関とは質量ともに比べるべくもないが、その特性は、日本人が撮影・製作・販売等に関わったものであるということだ。

本会会員が所属する国内の研究、教育、調査、交流機関等で、こうした史資料の保存・活用や、国内外への公開について、ご関心のある機関はないだろうか。

先人たちの足跡を後世に伝え、また東南アジアの人々の歴史に少しでも彩を添えることができれば、幸いに思う。

バジョの治療儀礼実践から見る空間認識: インドネシア南東スラウェシバジョ集落における精霊信仰と海

加藤久美子

(上智大学大学院 GS 研究科 PD)

バジョと呼ばれる人々は、東南アジア島嶼部各地の海岸沿い、あるいは海上に集落を形成し、居住している。彼らの主な生業は、近海での採取や漁労、遠洋航海に伴う漁労や交易であり、その生活は常に海と密接な関係の中で営まれている。バジョの儀礼実践においても、海と言う自然空間は重要である。

オーストロネシア諸島を中心に海洋文化研究を行ってきた秋道は、海洋民の航海術に関連した人々の海に対する認識について言及する中

で、海洋空間に、伝説的な怪物や精霊といった存在が持ち込まれ、実在と架空が混然一体となった世界として知識が集積されていることを指摘している。人びとの言語的な分類や分節化からだけでなく、海に纏わる儀礼や神話からも、その自然環境、場に対する認識の在り方を知ることができる [秋道 1995 : 46-48]。

包括的な人間と環境の結びつき、認識される自然空間について考察したイーファー・トゥアンは、「人々と場所あるいは環境との間の、情緒的な結びつき」に着目し、それを「トポフィリア」と呼んだ。トゥアンは人々の抱くこうした経験、態度、情熱を認識することこそが、実証的であり、それらを「理論的なアプローチから除外することはできない [トゥアン 1997: 16]」として、この情緒的な結びつきを軸に人々と場所、空間、自然環境との関わりを多角的に明らかにしようと試みている [同上書 1997]。

これまでのバジョ研究は、海上に居住するバジョと海の関わりを、漁労や商業、移住という側面から分析してきた。また、バジョの儀礼実践や信仰に関する研究では、イスラームとの融合やバジョの持つ精霊信仰の衰退という側面が着目されることが多かった。

だが、バジョの人々にとっての海は、単なる移動経路、あるいは、漁労活動空間であるだけでなく、畏怖の対象となる祖先霊や海の守護神が棲む空間であり、ヒトとそのキョウダイ霊の住まう場である。そして、バジョの死生観とも深く結びついたキョウダイ霊との関係性は、バジョの人々を海という空間に留まらせ、惹きつける情緒的な結びつきを生成している。バジョの海洋観は、儀礼や信仰実践の場面のみならず、彼らの生き方の諸所に複雑に絡み合い、生成され、作用している。バジョの人々が、生活空間として選択する海という自然空間に対する認識を理解しようと試みる時、この情緒的結びつきを看過することはできない。

本発表は、インドネシア・スラウェシのバジョの治療儀礼に着目し、その儀礼実践に見られ

る海上移動、供儀地点、精霊の居場所から、バジョと海との関わり、海という空間認識の一側面を明らかにすることを試みる。そこには、海に住むヒトと精霊との繋がり、さらには天空、海中に広がる空間認識が見られ、移動に伴って拡張され続けるキョウダイ霊／海との情緒的結びつきがみられた。

<パネル報告要旨>

パネル1

東南アジアのイスラーム書にみる「天国と地獄」死生観および社会道徳観への影響

趣旨説明

菅原 由美 (大阪大学)

死と終末に関する物語や詩歌は、一般民衆のイスラーム理解に大きな影響を与えてきた。西欧のイスラーム研究者たちは、これまで地獄よりも天国にはるかに多くの注意を払ってきたが、それはイスラームの地獄が、楽園の鏡像として「異様な」醜さを表すにすぎないとされ、キリスト教の場合に比べて、イスラームでは救いが容易に得られ、それゆえに地獄は重要ではないと考えられていたためである。しかし、コーランやハディースには、楽園よりも地獄の記述が多く見られ、ムスリムの誰もが知る『ミールージュ物語』では、ムハンマドが夜の旅で目撃する地獄の罪人の種類や罰の種類などが詳しく説明されている。同様に、地獄に関する最も有名な物語としては『天国と地獄に関する詳細な知らせ』がある。中世に中東で誕生したこの物語は近代のイスラーム改革運動後も生き残り、イスラーム世界に大きな影響力を及ぼしてきた。東南アジアにおいても、近代以降この物語が最も人気があり、アラビア語からマレー語及び多くの地方語に翻訳される以前から、様々な同テーマのイスラーム諸学書(キターブ)の原典となってきた。例えば、1642年にアチェでヌルディン・アル＝ラニーリーによって書か

れた『来世の知らせ』や 1883 年にザイナル・アビディン・アル＝ファターニーによって書かれた『神秘の顕現』などが有名である。しかし、東南アジアにおける地獄のイメージは必ずしも全て『天国と地獄に関する詳細な知らせ』と同じではなく、時代や地域によって異なっている。本研究は、地獄・天国に関する思想が東南アジア・ムスリム地域で社会に及ぼしてきた影響について明らかにするものである。

久志本は、東南アジアのキターブにおいて、終末と来世の物語の記述にどのようなパターンが見られるのか、またそれがどのように現在に引き継がれ、今日なお人々の関心を集めているのかを説明する。菅原は、19 世紀初頭に宮廷文学として出版されたジャワの『髑髏物語』と、19 世紀後半にキターブとして出版されたマレー語の『天国と地獄に関する詳細な知らせ』を比較し、19 世紀末のオランダ領東インド社会にイスラームの基本原則を強調した地獄や天国のイメージが伝わるようになったことを説明する。川島は、1930 年代にフィリピンのミンダナオで出版されたマラナオの職業歌手が書いた終末論『来世の物語』を分析し、その終末論とマレー語キターブ、及び他のマラナオ語物語との比較を通して、当時のミンダナオで必要とされていた社会的モラルを強調するために、この本の構造と内容が使われていることを検証する。

マレー語キターブにおける終末と来世:人々は 何に関心を寄せてきたのか

久志 本裕子 (上智大学)

本報告では、東南アジアのキターブ (イスラーム諸学書) において、終末と来世の物語の記述にどのようなパターンが見られるのか、またそれがどのように現在に引き継がれ、今日なお人々の関心を集めているのかを説明する。イスラームにおける死後の出来事に関する教え、特

に終末の日や天国と地獄に関する描写は、東南アジアの一般のムスリムが日常的に関心を持つテーマである。マレーシアやインドネシアの書店に行くと、終末や地獄の様子を表現する天変地異や炎のおどろおどろしい絵が表紙に描かれた本が宗教書のコーナーの大きな部分を占めているのが見られる。テレビやラジオの宗教系番組では、しばしば終末の日に起こるとされる様々な事象や、犯した罪に応じた地獄の責め苦の様子、あるいは地上のかりそめの幸福とは比較にならない天国での享楽の様子などが語られている。本報告では、このような現代の日常においても語られ続ける地獄と天国の描写の原型が、マレー世界のウラマーによって書かれたキターブの中にどのように見出されるのかを論じる。

本報告で主に扱うのは、17 世紀のアチェでヌルディン・アル＝ラニーリーによって書かれた『来世の知らせ』と、19 世紀のパタニでザイナル・アビディン・アル＝ファターニーによって書かれた『神秘の顕現』の 2 点である。この二点は世界の創造と終末、天国と地獄をテーマとしたキターブで、神学の分野に相当するが、神学の学習に用いられるというよりも副読本、あるいは理解を深めるための読み物として伝達されてきた。『神秘の顕現』はジャウィ (アラビア文字マレー語) で書かれたものであるが、近年ローマ字化されたマレー語で出版され、現在までマレー・インドネシア語圏に広く流通している。『来世の知らせ』は出版されていないものの、マレー世界各地に写本が残っていることや、多くのキターブで直接的、間接的に引用されている。これらのキターブは、遅くとも 19 世紀以降の東南アジアにおける天国と地獄の理解のある原型を示していると考えられる。

2 つのキターブはほぼ同じ順番で、世界の創造、人間の死、終末の日の出来事、地獄、天国を描写しており、これらは同じテーマを扱った他の主要なキターブとも共通する。中でも、終

末の日にかかる様々な出来事は、非常に詳細であるにもかかわらずほぼ全く同じ順、内容で出来事が論じられている。一方、キターブによっての個性もある。例えば、預言者などが地獄に落ちたものが天国に入れるよう「とりなし」をする場面や、天国での出来事の詳細な描写については、描写の仕方や参照元の扱いに差が見られる。これらの差が見られる部分は議論のある部分だからこそより詳細に記述されているとも読め、現在まで続く人々の関心のありかを示していると考えられる。

19 世紀ジャワにおける地獄物語の変容:『髑髏物語』と『天国と地獄に関する詳細な知らせ』の比較から

菅原 由美 (大阪大学)

天国と地獄に関する最も有名な物語『天国と地獄に関する詳細な知らせ』は 1894 年にマレー語に翻訳され、キターブとして出版され、それ以降、ジャワでも人気を博しているが、地獄に関する情報はイスラーム寄宿学校 (プサントレン) 世界で学ばれていただけではなく、それ以前からジャワ文学においても取り扱われていたことが、宮廷文学『チェンティニの書』に収録されている別の物語からわかる。スラカルタのパク・ブウォノ 5 世の命で宮廷詩人たちが当時の膨大な数のジャワの物語を収集した文学作品『チェンティニの書』(出版 1814 年) は、その百科事典的性質により、19 世紀初頭のジャワの生活を知る有益な資料とみなされている。この書に収録されている『髑髏物語』はナビ・イサ (イエス) と 1 つの髑髏の出会いの物語で、髑髏の王が、自分がどのように死に地獄に至り、地獄でどれだけの苦しみを体験してきたかを詳細に語る。『髑髏物語』は『チェンティニの書』に収録されているだけでなく、17 世紀にはペルシャ文学世界からマレー世界に伝わったとされ、マレー語やジャワ語の写本が数多く残されている。つまり、遅くとも 17

世紀にはイスラーム的な地獄の表象は東南アジア島嶼部に伝わっているが、この物語の地獄と、19 世紀末に翻訳された『天国と地獄に関する詳細な知らせ』で説明される地獄には違いが見られる。『髑髏物語』には、天使、火、蛇、サソリなどの地獄共通のモチーフは登場するものの、イスラーム終末論が現れない。救済者ムハンマドはまだ存在せず、髑髏王は偶像崇拜の罪により地獄に落とされ苦しむが、ナビ・イサの神への懇願により、生前の貧しい人々に対する奉仕が認められ、髑髏王は天国ではなく、現実の世界に戻ることになる。この物語の教訓は、すべてを司る神の存在を忘れてはならないということである。

一方、『天国と地獄に関する詳細な知らせ』では、終末の日と死に関する説明に多くの章が割かれ、偶像崇拜や多神教は依然として厳しく禁じられているものの、その他のイスラームの価値観は、厳しい終末の日の後に楽園に入るための条件として、より詳しく説明されている。この 2 つの地獄の物語の違いは、19 世紀後半に始まったキターブ出版の増加が、アラビア語文献を通して、ジャワの人々により鮮明で、イスラームの基本原則を強調した地獄や極楽のイメージを与え、イスラームの終末論を伝えるのに役立ったことを推測させる。そして、地獄とそれに続く極楽の物語は、プサントレン世界を超えて、社会に広まっていったと考えられる。

死と終末の語りによる社会道徳の啓蒙:米国統治期ミンダナオの『来世の物語』にみる民謡歌手の意図

川島 緑 (上智大学・名誉教授)

死と終末に関する物語や詩歌は、一般民衆のイスラーム理解に大きな影響を与えてきた。南部フィリピン、ミンダナオ島中部のラナオ地方では、死と終末、来世の様子を描写し、人々にイスラームの教えに従って生きることを説く『来世の物語 (カバロル・アキラト)』という

マラナオ語の語り物が広く知られている。この物語には様々なヴァージョンがあり、語り手の意図や各時代の社会状況により、扱われるテーマや強調される点が異なる。基本的に語って聞かせることを前提とするため、文字化されたテキストはあまり残っていないが、報告者は 1930 年代から 70 年代にかけてこの地方で印刷された『来世の物語』の数種類のテキストをこれまでに収集することができた。本報告では、これらの中から、1930 年代にマラナオ語民謡・語り物の専門家（オノール：歌手）が執筆し、アメリカ人プロテスタント宣教師の運営する出版社から刊行された『来世の物語』をとりあげ、類似の内容を持つマレー語 3 作品と比較し、このマラナオ語物語の特徴を明らかにする。

これを通じて、マラナオ語『来世の物語』は、17 世紀アチェで活動したイスラーム学者、スルディン・アル＝ラニーリー著『来世の知らせ』、同書と共通の内容を持つ『神秘の顕現』（ザイナル・アビディン・アル＝ファターニー著）、『天国と地獄に関する詳細な知らせ』（アル＝カーディー著、リング訳）の 3 作品に依拠し、それらの抜粋をマラナオ語に訳し、叙述の順序を入れ替え、さらに、他のエピソードの挿入、言い換え、マラナオ口承文学の作法に則った忠告の追加などのアレンジを加えて編集したものであることが明らかになった。これらの改変を、米国統治下 1930 年代のミンダナオ島という時代的、地域的文脈の中で解釈することにより、著者の意図や主張を読み取ることが可能となる。

『来世の物語』の著者は、天国に迎え入れられた人が享受できる喜びを生き生きと語り、現世において盗みや殺人、詐欺、中傷などの行為を慎み善行に励むよう勧めている。同書を出版した宣教師はアメリカ社会を手本として、ラナオ州のムスリムの間に宗教的規範にもとづく社会道徳を醸成し、彼らを近代的市民に育成することを目指して識字活動や教育活動を行ってい

た。一方、当時のラナオ地方では、「無法者」による殺人や強盗事件が頻発していた。このような社会状況を考慮すると、『来世の物語』は、この宣教師の思想や活動に賛同する民衆的ムスリム知識人による社会道徳啓蒙の書という面を持っていたとみることができる。

パネル 2

東南アジアの境界域および紛争経験社会からみた共生的関係と身体

趣旨説明

堀江 未央（岐阜大学）

本パネル企画は、東南アジアとその隣接地域および紛争経験社会における、人々の共生的関係のあり方に関する比較研究の中間報告である。東南アジアやその隣接地域では、多民族の隣接居住や混住が常であり、様々な言語・宗教・文化が共存してきた。他方で、国民国家の管理や統合の強化、政治経済的諸変化のなかで、対立が表面化・激化するケースもある。異なる文化社会的背景を持つ人々を国民国家の内部に包摂していくために、各地で同化政策、社会統合、多文化主義など様々な政策がとられてきたが、ローカルな場で見られる共生的関係は、規範的な「共生」理論や普遍的人権主義が前提とする西欧近代的個人主義ではなく、各地の身体観に基づく社会関係によって成り立っている部分も大きい。

本パネルでは、こういった身体のあり方に着目しながら、地域知に根差した共生的関係とその弾性に着目し、5 人の共同研究メンバーが報告を行う。本報告では、共生という状態を、異なる集団が、相互に他者の生を否定せず、他者に対する志向性を持つ状態が保たれていること、と幅広く設定する。そのなかには、①濃密な関わりあいのなかで、自他の境界が曖昧になるほどの親密さと衝突を経験するような関

係、②他者性を前提としつつも近しさによる慣れに基づいて共在する関係、また、③他者化の言説が常態化するなかで、それでも他者と接触し理解しようと志向する関係など多様な関係が含まれる。「メコンデルタ多民族社会の混交と忌避の語りから考える身体」（下條尚志・神戸大学）、「もめごとを／が生み出す関係—雲南ラフにおける移動と身体」（堀江未央・岐阜大学）、「中国南部トン族の平等主義社会における身体と差別と関係」（黄潔・名古屋大学）、「身体からみる宗教・民族的差異の動態—南部フィリピンにおけるムスリム・キリスト教徒混住社会の事例」（吉澤あすな・京都大学）、「バングラデシュにおける『他者』との共在—身体・場所・被傷性」（杉江あい・名古屋大学）の5つの事例をもとに、スケールの異なる様々な差異が前景化して対立や衝突に至る具体的な契機を取り上げ、そこからいかなる共生的関係がどのように発露しうるのか報告する。その後、インドにおける身体に関する人類学的研究の専門家である松尾瑞穂氏（国立民族学博物館）にコメンテーターとしてコメントいただく。

本報告では、途絶した共生的関係を再度切り拓く可能性として身体に着目する。身体は、可傷性（vulnerability）を帯び、他者とのあいだに共苦や共感、響応を生み出すが、同時に、身体を取り巻く文化的コードは、他者の身体を構成要素の異なるものとして差異化する言説も生み出しうる。そのような身体に関わる言説と直接経験のなかに共生的関係の契機をとらえ、共生概念の精緻化に向けた議論を行う。

バングラデシュにおける『他者』との共在:身体・場所・被傷性

杉江 あい（名古屋大学）

鷲田（2013）はエマニュエル・レヴィナスに依拠し、①他者に晒され、他者から暴力を被り、他者によって自己が傷つけられる可能

性、②他者が被った傷、苦痛、他者の死によって自己が傷つけられる可能性という2つの意味の可傷性について述べている。本発表は、2017年8月以降のバングラデシュにおけるロヒンギャ難民受け入れを事例に、2つの種類の可傷性の動態を、空間と時間の共在性（佐川 2011）に着目して検討する。本発表では便宜的にバングラデシュ政府から難民認定ないしは"Forcibly Displaced Myanmar Nationals"と認定された人びとをロヒンギャ難民とし、この人びとを除いて、バングラデシュのビルマ国境沿いに暮らす人びとをホストコミュニティと呼ぶ。

2016年10月以降のビルマ情勢から大規模な難民発生を見込んでいたバングラデシュ政府は、当時「不法移民」として扱っていたロヒンギャをこれ以上国内に流入させないようにするため、国境の守りを固めていた。しかし、2017年8月25日以降、ナフ川に流れ着いた子どもたちの遺体や、傷つき、今にも死にそうなロヒンギャ難民たちを前にして国境は開かれ、ホストコミュニティや県外のバングラデシュ人も救援にあたった。これは②の可傷性に対する「選択以前の応答」であったと考えられる。

しかし、新たに70万人を超えるロヒンギャ難民を受け入れたバングラデシュは、恒久的な受け入れの覚悟無しにしてしまった「選択以前の応答」に、どう対処するのかをめぐって今もなお混乱しているようである。政府はロヒンギャ難民に対して国際難民レジームに基づく本格的な人道支援を2017年9月半ばから開始し、食料などは支給しているものの、移動や通信を制限し、安定した雇用や中等教育の機会を与えていない。母国帰還が一向に進まない中、ホストコミュニティからは、土地や燃料、日雇いの働き口などの資源の喪失、ロヒンギャ難民への支援の集中に対する不満、ロヒンギャ難民による窃盗、麻薬取引、殺人にまで発展する難民同士の小競り合い、武装勢力の存在に対する不安や恐怖の語りが聞かれた。すなわち、ホス

トコミュニティの間では②の可傷性が後景化し、ロヒンギャ難民の身体が自らの生への脅威として受け止められ、①の可傷性が前景化してきたと言えよう。

ホストコミュニティとロヒンギャ難民は同じ空間に共在しつつも、ロヒンギャ難民はあくまで一時的な滞在者とされるがゆえ、両者には時間的な共在性が欠如している。時間的な共在性の欠如は、ロヒンギャ難民の諸権利を宙吊りにする構造的暴力を正当化する。さらにこの構造的暴力は、ロヒンギャ難民に対する国際難民レジームに基づく支援を必要とさせると同時に、ロヒンギャ難民を犯罪や暴力に向かわせる。その中で、ロヒンギャ難民とホストコミュニティの言説レベルにおける差異が（再）生産され、ホストコミュニティの間でロヒンギャ難民の「顔」は悪によって捕えられたものとして描かれ、②の可傷性が覆い隠されつつある（バトラー2007）。

メコンデルタ多民族社会の混交と忌避の語りから考える身体

下條 尚志（神戸大学）

ベトナム南部メコンデルタは、河川と海域を介して、前近代から東・東南アジア各地から多様な背景を持った人々が行き交い、身体の接触を伴う社会関係が絶えず生成されてきた地域である。そうした関係は、19 世紀半ば以降の植民地化、20 世紀半以降の国民国家成立と国家間戦争に巻き込まれてゆくなかで、途絶や再編を余儀なくされてきたものの、文化的民族的混交は進んできた。本発表は、その歴史的過程の痕跡が社会関係に顕著に反映されているメコンデルタ沿岸部、バサック河流域のソクチャン省に焦点を合わせ、この地域に居住する人々による、身体と社会関係に関わる無数の語りの一部を考察するものである。具体的には、他地域からの移住者と通婚や混住を通じて関わってきた

ことを示す語りと、他者を完全に異質な存在としてとらえて接触を忌避する語り、また異なる他者に特別な能力を持つ対象と意味付けし、畏怖・依拠する語りが、民族、出身地、呪詛、移動経験、紛争の記憶、地理的距離といった諸要素と複雑に絡み合って流布していることを示す。そうすることで、過去に紛争を経験したこの地域社会で現在、官製的な用語で「団結」と表現されることもある「共生的関係」をいかに理解すべきなのかを検討する。なお、本発表は、拙著『国家の「余白」—メコンデルタ 生き残りの社会史』でも取り上げているが、大幅に再検討したものである。

ソクチャン省は、メコンデルタのなかでもクメール人、華人、ベト人の混住が特に進んできた地域であり、民族間の通婚が顕著に見られる。なかでも長期滞在したフータン社(行政村)では、「ラーイ lai(ベトナム語)」という言葉を用いて、自身のルーツが複数あることを示す語彙が広く使われる。「ラーイ」(クメール語ではカット kat)は、「種の混じり」を意味する。その用語自体には当該社会で差別的な意味合いはないものの、その語彙が流布する背景には、社会や国家によって度々カンボジアや中国という国外との結びつきや文化的異質性を連想され、紛争に巻き込まれてきた当事者達が、「異種の混交」性を否応なく自覚してきたことを示す。同時に、地域によってその語り方こそ異なるものの、呪詛や「毒薬」という概念を用いて異質な人々と自他の差異を強調し、食事や婚姻といった濃密な接触を避けようとする語りも存在する。他方で、クメール人が、華人やベト人とは異なる「少数民族」として特別な治癒・解決能力を持った存在として意味付けされ、日常生活の苦難に直面した都市住民などから求められることがある。この地域では、官民ともに「過去に紛争はあったが今は団結している」、すなわち対立から共生へと向かっていったとする単線的な歴史認識が存在する。その認識を理解する上で、他者の暴力へとつながる可能性を孕む自

他関係について、人々がどのように折り合いを付けてきたのか、ローカルな次元で語られる混交と差異の語りから検討したい。

中国南部トン族の平等主義社会における身体と差別と関係

黄 潔（名古屋大学）

本発表は、中国南部の少数民族の事例から、平等主義で社会を運営しようとする人々が、どのような身体観やそれに基づく諸実践を通じて隣人（内なる他者）・他民族との差別を強化したり解消したりして、村社会における諸関係を安定させ、共生関係を築いてきたか、考察することを試みる。とりあげる事例は、タイ系民族のなかで最も中国内陸部に居住するトン族である。

トン族は、主に中国の貴州、湖南と広西チワン族自治区に隣接する地域に居住している。調査地である G 村は、広西三江県の東北部に位置し、11 の父系出自集団の約 396 世帯が住んでいる。地域全体をまとめるために常設される制度も人物も存在せず、彼らの社会は、年長者に基づくリーダーシップの構造に特徴があり、もめごとの解決は民主的に選出された有能者によって調停される。一方、村レベルでは、先住者と後来者、同姓集団と異姓集団、本村と外村、通婚できる者と通婚できない者など、移住や移動による差別や「差異」（階層的な関係）がしばしばみられる。本発表は、先住者と後来者、通婚できる者と通婚できない者の関係を中心に、村社会における内なる他者や他民族との関係の表象を論じる。

G 村では、住民が語る「起源の地」から村に移動してきた歴史や定住の順序によって、先住者集団（＝優位）と後来者集団（＝劣位）の序列がある程度定着している。G 村において、既存集団は後に定住してきた集団に対して 2 つの措置を講じる。一つは、居住地と墓所の位置・村落祭祀への関与・服装や日常生活を

律する慣習を規定することである。例えば、草分け集団の始祖を村の共通の始祖（守護神）として祀ること、村落祭祀の責任者は草分け集団の年長者が一貫して担当することなどが挙げられる。もう一つは、兄弟などの親族関係を取り結ぶことを通して、後に定住してきた集団を既存集団に吸収することである。異なる親族間の「差異」を強調しながら、儀礼などの日常実践や異なる集団の結合を通してこれらの「差異」を規範化しているのである。

通婚について、G 村は内婚制（族内婚と村内婚）が奨励され、そのうえで、80 年代以前は父方交叉イトコ婚を優先していた。その理由は 3 つあると解釈される。①「トン族は肉、漢族は腸、ミャオ族は骨から生まれた」「人肉が足りず、雌豚・猫・蛇などの動物の肉も混ぜた」といった由来譚が語る「差異」から、民族の差別とトン族内部の階層が形成された。②村の定住史に基づき、先住者は自分を地元民とし、後来者を外来者として集団間の通婚を忌避した。③村外から嫁いで来る女性、特に漢族女性は身に不潔な霊が憑いていると信じ、通婚を忌避していた。以上のように、異なる言語・衣服・食の差異・憑きものなどの身体表現により、通婚の範囲が限定されたことが明らかになった。本発表では、調査地のトン族の人々の政治運営および文化的イデオロギー、地縁と血縁という二つのカテゴリーの中に入り組んで相互作用してきた身体と差別との関係について考察する。

もめごとを／が生み出す関係:雲南ラフにおける移動と身体

堀江 未央（岐阜大学）

本発表では、中国雲南省西南部の山地に住むラフの人びとの暮らしと自他関係のあり方と、近年彼らが盛んに参与している都会への出稼ぎとの関わりを論ずる。特にラフの身体観に着目しつつ、もめごとが人の移動を生み出し、他者

＝漢族とのあいだに新たな関係が取り結ばれていく様相を明らかにする。

雲南省の山地に居住するラフは、狩猟採集や焼畑耕作を主な生業とし、移動性の高い暮らしを送ってきたが、共産党中国の成立以降、居住地に戸籍登録され定住するようになっている。定住村落での暮らしのなかでは、隣人や親族との身体的な接触が多く、もめごともし生じる。

本発表ではまず、ラフの身体と他者との関係性を提示する。ラフの身体と健康は他者との関係性に立脚する部分が大きい。たとえば、人はオト（物理的身体）とオハ（魂）とで構成されており、同一家屋の炉に魂を有する「ひとつの家の者」たちの健康は、その家の家長夫婦の良好な関係に基づいている。また、人を構成するサブスタンスのひとつに「オボ aw bon（運氣）」があり、オボが少なくなると不運や不調が続くため、「オボを行う bonte ve」儀礼の必要が生じる。これは儀礼参加者が主催者にオボを分け与える手続きであり、近しいキョウダイや親せきたち、姻戚関係にある同一村内の人びとは参加を義務付けられる。親族やキョウダイとは、こういった儀礼の際に参加を要請され、サブスタンスを分けあいつつ助け合うべきものだということに語られる。

しかし、土地利用や相続などをきっかけとして親族や姻戚のあいだで諍いが起こると、オボの交換を拒否する態度が見られるようになる。それは同時に本人を脆弱にする行為でもあり、その行動は「狂気」に近いものと見られるようになる。こういった諍いが起こった際、かつては他地域へ移住し、物理的に距離を置き軋轢を避けるという選択肢があったそうだが、近年では沿海部への出稼ぎがそれに代わる選択肢になりつつある。

2016 年ごろまでの調査の限りでは、ラフの若年男性の多くは中学を卒業すると出稼ぎに出ていく。しかし、その多くは堅実な蓄財のためというよりも、外界への憧れに起因するものが多く、また親子喧嘩ののちに息子が出稼ぎに行

ってしまったという話は少なくなかった。出稼ぎは、中国各地で論じられるような家族の経営戦略というよりは、村でのストレスやもめごとへの対処のひとつという位置づけも持っているように見える。本発表では、そのようなもめごとの結果としての出稼ぎが、新たな他者＝漢族との接触を増加させ、ラフに大きな影響を与える強者としての漢族だけではなく、同じ労働者としての「中国人」という呼称がラフの語りに登場しつつあることを指摘する。そして、その漢族との関係変化を、2 つの可傷性の概念に依拠しつつ論ずる。

身体からみる宗教・民族的差異の動態:南部フィリピンにおけるムスリム・キリスト教徒混住社会の事例

吉澤 あすな（京都大学・博士課程）

本発表は、南部フィリピンにおけるムスリムとキリスト教徒との身体接触を発端とする親密な関係の継続／途絶について、宗教・民族的差異の動態に着目して検討する。具体的には、隣人関係において規範や宗教帰属の違いを一時的に無効化するような身体接触が可能であるのに対し、その延長線上にある通婚関係では、異宗教間結婚であることの意味が強化・固定化されていく状況を考察する。

南部フィリピンでは米植民地期以降、キリスト教徒の入植によってムスリムとの混住が進んだ。1970 年頃にムスリム組織が武装闘争を伴う分離独立運動を開始した。同時期に政治家間抗争の絡む暴力事件も頻発し「宗教対立」の様相を呈した。調査地であるミンダナオ島北部の地方都市は、キリスト教徒が人口の多数派であるが、ムスリム民族集団のマラナオの人々も就学、就労などを目的として数多く居住している。

本発表はまず、貧困層集住地域の隣人関係における身体接触について論じる。調査地のムス

リムとキリスト教徒は、一定の心理的距離と警戒心を抱きつつも、隣り合って暮らしている。この地域の住民は概して経済的に不安定であり、常に災害や病気のリスクに晒されている。それ故に、人々は生活を立ち行かせるために必要な相互交渉を日常的に行っている。あるムスリム女性は夫や姉と共に、キリスト教徒男性の家を訪れた際、糖尿病の合併症で指から膝上まで壊死した男性の足を見て、壊死した患部を触りながら病状についてあれこれと尋ねた。これは、ムスリムとキリスト教徒が出会う場で、どう振る舞うべきかの共有された規範がない時に、とっさに身体が反応した行為のように見える。こうした個別的・偶発的な接触が生じた際、対立関係の言説やジェンダー規範は留保されている。

本発表は次に、ムスリム男性とキリスト教徒女性との結婚を取り上げ、宗教や民族の差異を意識しない接触が発端であるにもかかわらず、継続的關係のなかで異宗教間結婚としての意味づけが増していく事態を論じる。調査地において、ムスリム男性とキリスト教徒女性との結婚は、例外的ではあるが強く忌避されてはおらず、差別の対象になることもない。当事者は、自身の結婚を、偶発的な身体接触の延長線上にある経験として語った。

そのような関係は、調査地において居住地をある程度自由に変更できること、婚姻に関する複数の法制度が並存する状況によって可能となっている。しかし、婚姻関係が長くなるにつれ、即興的な対応で解決できない場面—例えば、子どもの信仰選択、一夫多妻婚、パートナーが突然敬虔になる—が訪れる。そうした出来事を通して通婚夫婦は、互いの宗教帰属を意識し、異宗教間結婚として関係を定位する必要性に迫られる。特に、マラナオ・ムスリム社会のジェンダー規範や男性性が強く顕在化する一夫多妻婚は、キリスト教徒の妻に、その規範を内面化して従うか、パートナーもろとも完全に拒絶するかは二者択一を強いてしまう。

パネル3

フィリピン・ベトナムにルーツを持つ子どもたちの母語・継承語学習をめぐる状況

趣旨説明

近藤 美佳（大阪大学）

2020 年末現在において、約 288 万 7 千人の外国人が日本に在留している。国籍・地域別に見てみると中国が最多で 27.0%を占め、以下、ベトナム、韓国、フィリピン、ブラジルと続く。年齢別に見てみると最も多いのは 20～40 代であるが、0～18 歳も約 30 万人を数え、少なくない数の「外国籍の子ども」が日本で暮らしていることがわかる（法務省「在留外国人統計」）。また、2018 年時点で日本の公立学校に在籍している外国人児童生徒数は約 9 万人、うち 4 万人が日本語指導を必要としているというデータもある（文部科学省「学校基本調査」、「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」）。これらのデータからその一端を知れる通り、現在、日本には多くの言語的・文化的に多様な子どもが暮らしている。このような子どもたちを、本パネルでは包括的に「外国にルーツを持つ子ども」と呼ぶことにする。

日本で学び育つ外国にルーツを持つ子どもたちは、日本語や日本文化、教科学習、進路等に関する諸問題に直面するほか、自身がルーツを持つ国の言語や文化とどのように向き合うかという課題も抱えることとなる。2014 年には、児童生徒が学校生活を送るため、授業を理解するために必要な日本語指導を「特別的教育課程」として実施できる制度が導入され、日本語指導については整備が進みつつあるが、子どもたちの母語・継承語指導に関しては、関連文書の中でその重要性が指摘されたり、母語・母文化に触れさせる機会を持つことが望ましい等という文言が記載されたりするに留まり、具体的な制度はまだない。そのため、ごく一部の自

治体や学校、外国人集住地域の取り組みとして実施されているほかは、家庭に「丸投げ」になっているのが現状である。

本パネルでは、このような外国にルーツを持つ子どもたちへの母語・継承語指導について考えるべく、初等教育段階におけるベトナムにルーツを持つ子どもたちの母語・継承語学習支援事例（第 1 報告）、中等教育段階におけるフィリピンにルーツを持つ子どもたちの母語・継承語学習支援事例（第 2 報告）及び在日ベトナム人家庭における母語継承の実態（第 3 報告）について報告を行う。報告を踏まえ、ホスト国である日本社会における東南アジア研究者として、このような子どもたちが日本でよりよく生きていくために、どのような働きかけが可能かを議論したい。

公立小学校における母語教室が目指すこと：ベトナムにルーツを持つ子どもたちへの学習支援活動を通して

近藤 美佳（大阪大学）

神戸市立 S 小学校は外国人集住地区に位置し、外国にルーツを持つ児童が多数在籍する学校である。S 小学校にはベトナムにルーツを持つ子どもを対象とする母語教室（以下、H 教室）が設置されており、子どもたちは週 1 回放課後に低学年クラス（1～2 年生）と中高学年クラス（3～6 年生）に分かれて、それぞれ 45 分間の学習を行う。報告者は 2016 年度より H 教室で講師を務めている。本報告は、H 教室において実施した「コース別学習」の実践について、授業計画・記録とフィールドノートに基づいて報告しつつ、公立小学校における母語学習活動の意義と課題を再検討するものである。

「コース別学習」と呼ぶ学習は、3～6 年生クラスで実施される学習内容のひとつである。2 時限を 1 ユニットとして行い、1 時限目はベトナム語の物語（250 語程度）の聴解を行う。

ベトナム語で物語を聴き、各々が聴きとれた内容をつなぎ合わせて、クラス全体で日本語による口頭での物語の再話を完成させる。2 時限目は、それぞれの子どもの実情に合わせたコースに分かれてプリント学習を行う。プリントの内容はすべて先の時間に読んだ物語に基づくものであるが、課される課題はそれぞれ異なる。

「コース別学習」では、子どもたちがそれぞれ自分の「得意」なことを活かして活動に参加する姿や、学年やコースを超えた助け合い・学び合いが自発的に生じる過程が観察された。

同じ学校に通うベトナムルーツの子どもたちであっても、家庭環境等によりベトナム文化やベトナム語に触れる程度は大きく異なり、それは子どもたちのことばの力や学習に向かう姿勢の差となって表出する。「コース別学習」はその差を活かす授業実践の一例である。このような「ちがいを認め、尊重し合い、助け合う姿勢を身につけることを、母語教室が目指すことのひとつとして掲げたい。

フィリピンにルーツを持つ子どもに対する母語・継承語学習支援の意義と課題

矢元 貴美（大阪大学）

本報告では、公立高校で実施されている、フィリピンにルーツを持つ生徒を対象としたフィリピン語の母語・継承語教育の事例を紹介し、生徒たちの授業に対する意見や感想を取り上げつつ、その意義と課題を検討する。

2018 年度には、日本語指導が必要な児童生徒のうち、フィリピンにルーツを持つ児童生徒は外国籍の児童生徒の約 20%を占め、1997 年度の約 13 倍となり、母語別では第 3 位、日本国籍の児童生徒でフィリピン語を使用する者は約 33%を占め、言語別では第 1 位であった。2001 年から 2020 年の 20 年間に日本国内では、日本国籍の親とフィリピン国籍の親を持つ子どもは約 6 万 7 千人、外国籍の両親の両方

か一方の親がフィリピン国籍である子どもは約1万4千人生まれている。

中国や韓国・朝鮮、ブラジルにルーツを持つ子どもが多い地域では、地域レベルで母語・継承語教育の実践が蓄積されてきた。一方、統計で上位を占めるフィリピンにルーツを持つ子どもを対象としたものは、地域においても公教育においても、ごく一部で実施されているに留まる。それらの教育は、子どもやその保護者からの要望によって行われるものよりも、子どもたちが通う学校や地域の団体が主導して行うことが多い。

本報告における調査対象は、近畿地方の公立高校で実施されているフィリピン語の授業であり、主に授業における参与観察から得られたデータを基に考察する。当該高校では母語や母文化の保持を目的とした言語の授業が単位認定される授業として設定されており、学齢期に来日した生徒の他、日本生まれ日本育ちの生徒や、幼少期に来日した生徒も受講している。報告者は2009年度から2020年度まで週1回程度、フィリピン人教員とともに、フィリピン語の授業運営と生徒たちのサポートに当たった。

明らかになった意義としては、仲間同士で経験や気持ちを共有できること、家族や親戚との繋がりを再確認できること、ルーツに誇りを持つことがある。これらの意義は、学齢期に来日した生徒であるか、日本育ちの生徒であるかにかかわらず、共通していると考えられる。課題としては、先行研究で指摘されている、レベルの多様化への対応、人材や教材の確保、動機づけの難しさもある。本研究においてはその他、目的や方針が確立されていないこと、ニーズの多様化への対応、フィリピン語以外のフィリピン諸語への対応、授業提供者と生徒との間での授業に対する認識のズレに課題があることも明らかになった。

在日ベトナム人家庭における母語・継承語について

PHAM PHI HAI YEN

(大阪大学・博士後期課程)

報告者は、日本で子育てをしているベトナム人であり、子どもをバイリンガルに育てることを希望する当事者である。家庭における母語継承を実現するために絵本の読み聞かせが有効であること、また、子どもが言語を獲得する際にオノマトペが重要な役割を果たすことから、報告者の娘であるMを対象に、オノマトペ・畳語・繰り返し文（以下、これらをまとめて「リズムを持つ言葉」と呼ぶ）を多く含むベトナム語の絵本を読み聞かせ、それに対してどのような反応があるかを観察した。観察期間は2019年2月1日から8月31日、観察開始時点でMは2歳2か月であった。

結果、Mは「リズムを持つ言葉」をより多く含む絵本に興味を持つことがわかった。読み聞かせはそれぞれの絵本につき複数回ずつ行ったが、初めの1, 2回は「楽しそうに本の読み聞かせを聞く」と「もう一度読んで頼む」という反応が見られるのみだったが、3, 4回目以降になると次第にほかの反応も見られるようになった。例えば、絵本に出てきた「リズムを持つ言葉」を真似して、その言葉に関連する事物を表現するようになった。また、絵本の内容を記憶して再生することもあった。母親が読み聞かせをするのを真似て、絵本を指差しながら話をし、登場人物やこれから起きる出来事についてクイズを出してきた。それに答えると、回答を褒めたり、「違う」と言って正しい答えを教えるというやり取りが生まれた。さらに、ある言葉を聞いたとき、その言葉を日本語からベトナム語に、またその逆方向に訳出する習慣がついた。加えて、絵本で覚えた表現が別の絵本で出現したときに、Mが自分からその表現について言及したり、日常生活で自発的に絵本の言葉を使ったり、親の質問に対して絵本に出てきた表現を使って答えたりするようになった。そして、読み聞かせをきっかけとしたMのベトナム語の発話の質も単語、単文、連文・複文

へと変化していった。

現在、M は 5 歳になり、身体の成長と共に言語能力やコミュニケーション能力、理解力や思考力も発達している。しかし、毎日、日本の保育園に通っていることによって、現地語である日本語の力が伸びている反面、家庭内におけるベトナム語での親とのコミュニケーションの量は減ってきている。親がベトナム語で話しかけても、日本語で返答することが増えてきているのだ。親の日本語能力が高いこと、ベトナム語の絵本が少ないことなども、ベトナム語使用を妨げる要因であると考えられる。今後、子どもが就学したら、どのようにベトナム語の力を支えていけばよいのだろうか。子どもを持つ在日ベトナム人の多くが抱える共通の課題である。

パネル 4

東南アジアにおける宗教文献研究の意味とその将来性: 「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本」調査結果を通じて

趣旨説明

大野 美紀子 (京都大学)

東南アジア地域研究研究所に保管されている漢喃仏経典等資料は、故桜井由躬雄氏によってバンコクのベトナム仏教寺院景福寺で「発見」され、1979 年日本に紹介された。本企画は、当該「景福寺資料群」(仮称)について、40 年近くを経て実施されたアジア史資料学、仏教学、言語学、そして地域研究の各分野から最新の文献研究手法による調査結果を報告し、東南アジア研究における宗教文献研究の可能性と将来性を示唆するものである。パネル構成は、趣旨説明として 1. 「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本目録」資料の概要と経緯を説明し、続いて 2. 当該資料の招来元となる景福寺についてフィールド及びタイ語文献による調査結果

(Thanyathip Sripana、西田昌之和訳)、3. 当該資料群の中の仏経典テキストについて仏教学と字喃文字研究(亀山隆彦、清水政明) 4. 当該資料群がオリジナルである有意性に基づく料紙調査の分析結果(小島浩之・矢野正隆)を報告する。報告では、70 年代末から現在までの間において、東南アジア地域内における東南アジア研究の発展と、東アジアにおける文献研究手法の東南アジア研究への応用による共同調査結果であり、当該資料が 19 世紀後半から 20 世紀半ばにかけて在タイ越僑・華僑に係る重要資料であることを明示する。併せて、文献資料のデジタル化が優勢な中でオリジナル資料調査がもつ研究可能性と、フィールドベース研究が困難な今般の情勢下で他分野との共同研究推進により、日本国内に埋もれている東南アジア地域文献のさらなる利活用を模索することを提起する。

ワット・サマナーナムボーリハーン(在泰京越南寺院景福寺)の発展におけるベトナム移民の関与について

タンヤーティップ・シーパナー(チュラーロンコーン大学・シニアリサーチャー)

代理発表 西田 昌之(国際基督教大学・研究員)

ワット・サマナーナムボーリハーン(在泰京越南寺院景福寺、以下景福寺)は、タイ国内のベトナム大乘仏教宗派である安南派(アンナムニカーイ)に所属する二十二寺院の一つである。ベトナム語名称は Chùa Cảnh Phước という。バンコク都内のパドゥン・クルンガセーム運河沿いにあり、かつて近隣にベトナム人集落があったことで知られる。本発表は、2020 年に行った景福寺及び周辺地域への現地調査を基に景福寺の建立およびその発展におけるベトナム移民の関与について論じる。

まず安南派はトンブリー王朝期からラッタナ

コーシン王朝初期にベトナム移民の手によってベトナムからシャムに移入された大乘仏教宗派である。トンブリー王朝期（1767-1782）にベトナム仏教僧を招いて最初の寺院を建立し、ラーマ五世期（1868-1910）になって中国派とともに大乘仏教宗派として公認された。

景福寺はラーマ三世期（1824-1851）にベトナム移民の手によって僧堂として建設が始められた。ラーマ四世期（1851-1868）には、カーンチャナブリーの砦の防衛の任務からバンコクに帰還したベトナム人たちと合流して本格的な寺院建設を行った。またシャム歴代国王からも寺院は篤い支援を受けた。特にラーマ四世は寺院建設に協力して布薩堂を寄進し、続くラーマ五世もまた手厚い庇護を与えて、本寺院にタイ語名「サマナーナムボーリハーン」を下賜し、自ら住職を任命した。

その後、第三代安南派僧団長兼景福寺住職のチールupp（1833-1902）、シャムの官僚として活躍した運河局局长プラチョンラターンウィニットチャイやベトナム人大砲砲兵義勇部隊隊長クンアンナムカムボーリラックがベトナム人集落の取りまとめ役となり、寺院の発展に寄与した。

しかし、インドシナ戦争の激化に伴って、タイ国内のベトナム人たちに対するタイ政府の監視が強まると景福寺周辺からベトナム人住民は離散した。そのために現在ベトナム人集落は残っていない。しかし、かつての景福寺とベトナム人古集落との密接な関係を示す痕跡はいまも残っている。布薩堂裏の仏足石堂（モントップ）には、ベトナム人たちの遺骨と遺灰が納められている。また今日でもタイ国内のベトナム系タイ人やベトナム移民たちが時折寺院を訪ねて来るのである。

景福寺所蔵の仏伝資料の系譜と宗教的機能：合綴本「釈氏国音」を中心に

亀山 隆彦（龍谷大学世界仏教文化研究センター・研究員）

バンコク市内に建造されたベトナム系仏教寺院、景福寺（Wat Samananam Borihan）には、漢文と字喃で書かれた多数の仏典（以下、景福寺資料）が伝えられる。それら景福寺資料は、中国やベトナム系移民を通じてタイに持ち込まれた東アジア仏教の伝統、つまり、漢字文化圏で形成された禅や浄土教といった大乘仏教の東南アジアにおける広がりを考える上で、非常に重要な資料といえる。

そのような景福寺資料だが、一部が、現在京都大学東南アジア地域研究研究所（CSEAS）に厳重に保管され、詳細な調査が継続される。本発表では、この CSEAS における調査と先行研究の成果に基づいて、景福寺資料の特質を考察すると共に、それらが寺院にあった時、どういった宗教的意義を担ったか分析を進める。

議論の主題に関して、もう少し詳しく述べておくと、数ある景福寺資料の中でも『釈氏源流』『釈氏国音』『釈氏源流演訳国音』等と呼ばれる「仏伝」に関連する文献に注目し、テキストの基本的な構造を詳しく確認した上で、それらが景福寺の宗教実践の中で果たした役割について考察を試みる。

景福寺資料の悉皆調査を実施した桜井由躬雄氏によると、景福寺の書架には、漢字と字喃が混在する『釈氏源流』関連資料が、計十種所蔵されていた。そして、その中の三種を除く全典籍が、現在 CSEAS に保管され、綿密な調査が実施される。

その調査の成果として、現時点で次の二つの事実が指摘される。①『釈氏源流』に関連する資料の中には、桜井氏の調査が及ばなかった典籍が含まれる。②それら資料の一部には、景福寺資料そのものの形成を考える上で重要な情報、典籍の印刷と流通に関わったと思われる人々の名前が記載される。

本発表の内容は、これら成果の内の①の延長線上に位置づけられる。すなわち CSEAS の調査を通じて、従来の資料に加えて「戒殺放生文」との合綴本「釈氏国音」の存在が明らかに

なった。発表では、この合綴本「釈氏国音」を焦点として、景福寺に所蔵される仏伝資料を構造と内容の両面から検討し、特に「釈氏国音」と名づけられる一群の資料の系譜、および宗教的機能を解明する。具体的な論点としては、小峯和明氏の研究の中で示唆された景福寺の仏教儀礼と典籍の結びつきを論証するつもりである。

また、以上の発表内容は、仏教学の観点から景福寺資料を検討し、資料の系譜と思想史的意義を明らかにする試みとも位置付けられる。

料紙調査からみた「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本」の基礎的考察

小島 浩之・矢野 正隆（東京大学）

本報告は、京都大学東南アジア地域研究研究所所蔵の「在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本」105 点 110 件の料紙について、近年、日本古文書学において提唱されている、外形・表面観察、形状測定、光学観察・測定（非破壊観察）による手法に倣って調査を行い、初歩的な考察を試みたものである。この方法は、文書料紙について、目で見ると手で触るなど、調査者の感覚機能により観察し、法量・重量・厚みなど料紙の物理量を測った上で、顕微鏡やカメラなどの各種光学機器を利用した観察・測定データを加味して、定量的に分析するもので、調査者の感覚からの主観的データと、物理量や光学観察・測定の記録という客観的データを相互に突き合わせて定量化しようとする点に特徴がある。今回の調査では、資料の物理量を計測機器を用いて測定し、据え置き型の顕微鏡を用いて料紙の構成繊維・填料（添加物）・サイジングなどの物理的痕跡を観察し、目視により簀目・素地目・糸目・張痕・刷毛目といった抄紙時の物理的痕跡を確認・記録することを研究の出発点とした。こうして得られたデータを総合的に検討し、以下のような結論を得た。

このコレクションの料紙を構成する繊維は木材パルプ・竹・楮である。碎木パルプが実用化されたのは 1854 年であり、アジアへの伝播は 19 世紀末とされている上、東南アジアでは竹パルプの使用が主流であったことから、パルプ含有紙（全体の約 45%）は少なくとも 19 世紀末以降のもので、欧州もしくは日本・中国などからの輸入紙の可能性が高いと考えられる。これらを考慮の上で、たとえばパルプ混入紙である『新刻万法帰宗卷五』（資料番号 043）や、『釈迦如来応化事蹟』（資料番号 106）についてみると、前者の乙未年は 1895 年と推定される一方、後者の序は「嘉慶戊辰」

（1808）とあって、これはパルプ実用化前のため、料紙の年代がこれより後となるから、後世の覆刻本である可能性が高いことがわかる。

一方、パルプを含まない竹紙・楮紙はそれ以前に遡る可能性を持つ。紙の使い分けという点からみると、中国では刊本に使われる傾向の強い竹紙も、このコレクションでは広く鈔本にも使われている。また、前近代の中国産竹紙の特徴の一つとして、一寸あたりの簀目数が 40 本を超えることが指摘されているものの、当該コレクションの鈔本に使われる竹紙は、簀目数が 30 本前後のものが多数を占める。これらは文献の内容分析からだけでは読み取りようのない事実であり、料紙調査が資料から得られる情報の範囲を拡張した結果だと言える。こういったモノとしての資料情報を蓄積し活用できれば、地域研究や歴史研究の成果を今より具体的に細密なものとする可能性があるばかりか、東南アジア資料の保存管理のためのエビデンスとしても大いに役立つであろう。

漢字・字喃対訳版『佛説天地八陽經』所収字喃の方言的特徴について

清水 政明（大阪大学）

本報告は、故桜井由躬雄氏が在タイベトナム

寺院景福寺から請来した漢籍字喃本類に含まれる漢字・字喃対訳版『佛説天地八陽經』に見られる字喃の方言的特徴を音韻（及び語彙）的側面から分析し、その表音要素の選択が、ベトナム中部から南部にかけの方言に基づいて行われた可能性を指摘するものである。それは、(1) 当該經典に字喃訳文を付した人物が、中部から南部にかけての地域出身者であったこと、(2) 字喃の地域的差異に注目し、特に南部出身の作家による作品に見られる特徴的な字喃を収集した資料として『南部字喃索引』(Vũ Văn Kính 1994)が知られるが、そこに引用された『蓼雲仙』、『楊慈何茂』、『阮友勳小傳』、『金石奇縁』、『漁樵問答』等の著名な文学作品に加え、本經典を含む資料群が方言字喃の重要なデータを提供する資料である可能性を示唆する。

『在泰京越南寺院景福寺所蔵漢籍字喃本目錄』(桜井 1979)の中で、「天地八陽經」の名を冠した仏典が 8 種見える。全タイトル百数点に占める割合から見ても、この仏典が当時文範に利用された形跡が窺える。「Thiên(天)」の項目に紹介された 8 種のうち、「2. (佛説)天地入陽經 手写本(M)」及び「7. (佛説)天地八陽經 手写本(M)」が字喃対訳本である。

本発表では後者を底本とし、前者を参照しながら、所収字喃のべ約 4,500 字のローマ字転写作業を行った。本資料末尾に記された干支年(乙酉年)、テキストに含まれる避諱文字(時→辰、實→寔)、料紙(竹紙)、各種ローマ字転写テキストの出版年(1922, 1932, 1937, 1938)から、本經典が 19 世紀に筆写された可能性を指摘する。そして、各字喃の読音と表音部のベトナム漢字音の対応関係を分析し、その特徴を通時的・共時的側面から考察した結果、ローマ字資料において 19 世紀まで存続したと指摘される語頭子音連続 ml-を示す例が見出された他、典型的な南部字喃の特徴である語末子音-n/t と-ŋ/k の対応関係を示す例が 10 例見出された。一方、1980 年代の方言調査に基づく Hoàng Thị Châu (2004)及び筆者らの方言調査(Shimizu 2014, 他)の結果、及び既存の方言辞

書の記述に基づく語彙的特徴(方言語彙 vẫn 「短い」, mắc 「被る」, được 「できる・得る」の分布)から、本資料所収字喃の示す方言的特徴が、少なくとも現在の Thừa Thiên-Huế 省以南の特徴と合致することが明らかとなった。

桜井(1979)によると、景福寺境内の墓碑銘に記された檀家の出身地は、ベトナム北部出身者が 22 人、Nghệ An~Quảng Trị 身者が 14 人、Thừa Thiên 以南出身者が 12 人であり、一方、上記字喃の方言的特徴は現代ベトナム語南部方言の特徴とよく合うものである。今後、本資料群の製作者の問題、その歴史言語学的資料としての価値を考える上でも、さらなる学際的研究の成果が期待される。

<大会シンポジウム報告要旨>

なれずしを食べる人びと:メコン川流域と琵琶湖域の比較食文化誌

落合 雪野 (龍谷大学)

東南アジア学会第 103 回研究大会を滋賀県大津市の龍谷大学瀬田キャンパスで開催するにあたり、近年の地域食材に関する関心や発酵ブームなどを背景に、琵琶湖域の特産品「ふなずし」に着目し、淡水魚発酵食品「なれずし」をテーマにシンポジウムを実施する。

近江国(滋賀県)は江戸時代からの米の産地として知られるが、とくに琵琶湖岸の水田地帯では、農民が稲作のかたわら、水田や水路で淡水魚をワナなどで捕獲する水田漁業をおこなってきたことに特色がある。得られた淡水魚は米の飯と組み合わせる副食として、佃煮、鍋物、刺身などに調理されるほか、発酵食品にも加工される。その代表がニゴロブナやゲンゴロウブナなどのフナ類で作るふなずしである。

いっぽう、東南アジア大陸部のメコン川流域に位置するラオス、カンボジア、タイなどの内陸域では、琵琶湖域と同様、水田稲作と水田漁業や内水面漁業を組み合わせた生業がいとま

れ、米とともにコイ類やナマズ類などの多様な淡水魚が消費されてきた。淡水魚は、焼き物、汁物、和え物などに調理されるとともに、「ソムパー」、「パデーク」、「ナムパー」などの発酵食品に加工され、食品あるいは調味料として、独特の味やうまみで地域の食生活を彩っている。

米と淡水魚という共通の基盤を持つ両地域において、なれずしをめぐる食のあり方にはどのような共通点がみられるのか、あるいは個別の展開があるのか。本シンポジウムでは、なれずしに関する研究活動を重ねてきた研究者 4 名が発表を担当する。その着眼点は、東南アジアにおける魚類発酵食品の全体像とその研究史（森枝卓士、食文化研究）、カンボジア国境域でのパデークづくりをめぐるラオ人との民族集団との社会関係（山崎寿美子、文化人類学）、琵琶湖域でふなずしに加工される魚種の多様性と製法や消費方法の多様性（堀越昌子、食生活学）、ふなずしの消費から逆照射される生業や環境利用の歴史（橋本道範、歴史学）である。またコメンテーター 2 名が、応用微生物学（田邊公一）と文化人類学（阿良田麻里子）の立場からこれらの発表に検討を加える。

本シンポジウム全体を通じて、なれずしの伝統的な側面のみならず、食生活やフードビジネスなどの現代的な動向についても議論する。例えば、メコン川流域では、環境問題に伴う魚種や漁獲量の変化、製法の変容、生産の外部化や商品化などがその対象となる。琵琶湖域の場合は、贈答品としての洗練化、そのいっぽうでの若年層のふなずし離れや「くさい食べもの」扱い、そして最近の文化遺産化が想定される。

最後に、本シンポジウムでは、それぞれの調査地でなれずしを食べてきた東南アジア研究者からの積極的な発言が期待される。その豊富な経験を議論に反映させることにより、東南アジアの食文化研究の新たな展開を目指したい。

初めてなのに懐かしかった:東南アジアの魚類

発酵食品との出会いから

森枝 卓士（フォトジャーナリスト）

ナレズシや魚醤など魚の発酵食品についての指標ともいえるべき、『魚醤とナレズシの研究』（石毛直道、ケネス・ラドル著。岩波書店）が刊行されたのが、1990 年のことである。

私がタイに住み着き、ビザ退去等のために近隣の東南アジア諸国を訪ね回るようになったのが、それよりも 10 年ほど前のことだった。

当初はカンボジアの内戦、黄金の三角地帯の麻薬問題等々のジャーナリストティックなテーマのための取材のための滞在であった。が、やがて、その土地の食文化のような生活文化を知りもせず、理解もせずに報道することなど、有り得ないと思ひ至るようになった。

そして、食をテーマに旅するようになった。

当時、東南アジアの料理を供しているところは、東京でも知る限り、それぞれ一軒ずつというところだった。大使館御用達が一軒とか、元兵士（帰還兵）の店などで。

当然、参考になる本などもなく、現地で食べ歩き、家庭料理を教わり……。

それを面白いと思ったのは、「初めてなのに懐かしい」と感じられるようなナニかだった。その懐かしさの根源が、魚の発酵食品の存在であることを徐々に知っていったという次第である。そして、『食は東南アジアにあり』（星野龍夫との共著。弘文堂 1984 年）を書く。食文化の世界にどっぷりと浸かる。

というわけで、皆さんの議論のきっかけにでもなればと思い、わたしの「東南アジア食文化研究事始め」とこれまで見てきた、日本を含めてのナレズシと魚醤の文化について語りたい。

カンボジア国境域ラオ人社会の『パデーク』をめぐる民族の接触と社会変容

山崎 寿美子（愛国学院大学）

カンボジアは人口の90%以上がクメール人であるが、国境域のストウントラエン州やラタナキリ州には、16世紀以降ラオス南部から移住してきたラオ人が多く居住する。その地域で、淡水魚に塩と米糠を加えて熟成させる「パデーク」という発酵食品が作られている。クメール人も各地域で「プロホック」という類似の発酵食品を作っており、幼少期からおかずや調味料として食べられているのだが、ストウントラエン州のラオ人からは、「プロホックは塩辛くて硬い」と不評である。

また、移住等によってストウントラエン州のラオ人と接触したクメール人が、故郷のプロホックよりもパデークを好む傾向もある。同じく国境域に暮らすモン・クメール系の民族の中には、魚の発酵食品を作る慣習がなかったが、パデークを真似て作っている人もいる。このように、当該地域のパデークは他者からも好意的な評価を得ている。

一方、パデークをとりまく環境も変化している。若者のパデーク離れが進み、高齢者が作り方を簡略化している例もある。また、かつてパデークは、農業や漁業を中心とする自給自足の生活にあって農繁期の必需品であったが、今日では賃金労働に切り替える人が増え、その意味合いは薄れている。さらに、メコン川水系の魚が減り、保存食を作らずに必要なに応じて市場や行商人から魚肉を買う傾向が強くなっている。

琵琶湖域におけるナレズシの多様性と製法

堀越 昌子（滋賀大学・名誉教授）

滋賀県の琵琶湖周辺部では、縄文期の貝塚、縄文晩期の環濠遺跡、弥生時代の水田遺跡が多く発見されており、古くから琵琶湖の魚介類が人々の糧になってきたことが確認されている。古代湖である琵琶湖には60種の固有種を含み、およそ110種類の魚介類が棲息し、それ

らの殆どが食用とされ、人々の命を支えてきた。煮物、焼き物、揚げ物、汁物、刺身、なます類など、また発酵させて、保存の効くナレズシにして利用されてきた。

ナレズシには、大型のコイ、ビワマス、ナマズから、中型のフナ、ウグイ、ワタカ、ハス、小型のコアユ、モロコ、オイカワ、ドジョウ、イサザ、カマツカなどが漬け込まれる。腐敗しやすい淡水魚をナレズシにすれば、保存期間を年単位にまで大幅に延ばすことができる。滋賀県では湖岸域だけでなく、農村域の家々でもナレズシを漬ける食習俗がある。ナレズシは祭事の神饌や人呼びのご馳走となり、滋賀の食文化財に選ばれている。

製法は2ヶ月間以上の塩切工程と飯漬け工程からなる。飯漬けには通常半年以上かけることが多いが、小魚の場合、夏場では7～10日間で発酵し、ナレズシになる。漬ける際、冷ました米飯に塩を加える場合と、飯には塩を加えず魚体中の塩分のみで漬ける場合がある。塩分濃度が高いと発酵はゆっくりと進む。米麴を加えると発酵は促進され、甘めに仕上がる。またナレズシ加工後に酒粕に漬けこむ場合もある。ナレズシの味と香りは独特で多様であり、好みも多様で、一番なじんだものが家々の自慢の味となっている。

ふなずし研究の環境史的意義

橋本 道範（滋賀県立琵琶湖博物館）

淡水魚の「在来種」66種が生息する琵琶湖地域では、14種類以上のナレズシが製造されているが（柏尾珠紀未発表など）、そのなかでふなずしは、名産品として売買されるなど、特別な価値付けがなされている。その製法は多様であるが、①漁獲、②塩切り、③飯漬け、④口開けの四つに整理するのがよいと考えている

（小島朝子1986）。ふなずしの特徴は、春の産卵期に①漁獲されたフナ属を長期間②塩漬けし、夏場より長期間③飯漬けして冬に④口開け

するなど、製法が特異に発達している点にある。

かつての篠田統（2002）や石毛直道ほか（1990）の古典的な研究は、系譜論と分布論・伝播論が中心で、このふなずしをスシの原初的な形態とみてきた。しかしながら、日比野光敏（1993）がそれを批判して以来、一気に研究が深まっている（橋本道範編 2016 など）。その重要な根拠が 1689 年の料理書『合類日用料理抄』である。ここには②塩漬けの記載はみられず、「寒の内」（旧暦 12 月）より 70 日以上、玄米で③飯漬けするとある。①ニゴロブナ以外の寒鮓を対象としたものとしか考えられない。報告者は、17 世紀になって製法が飛躍したと考え、これを「洗練化」と定義した（橋本道範 2022）。

こうした洗練化は、地域の自然の固有性からのみでは説明できず、社会統合原理や市場原理が働いて初めて調理・加工形態の洗練化は進むのである。しかしながら、ふなずしの洗練化の成功とその波及は、固有の自然に基づくナレズシの広範な消費をいまも維持させ、琵琶湖地域を特色づけていると考える。

第 14 回国際タイ学会

(The 14th International Conference on Thai Studies)

西田昌之（国際基督教大学）

2022 年 4 月 29～5 月 1 日に第 14 回国際タイ学会が開催された。本学会は三年一度行われ、今回ホスト機関となったのは京都大学東南アジア地域研究研究所であった。学会は前回と引き続き波乱の中での開催となった。前回 2017 年第 13 回はタイ国チェンマイ大学での開催だったが、タイ政府により無許可政治集会の疑いがあるとしてホスト機関同大学 RCSO のチャヤン・ワタナブーティ所長らが地元警察署への出頭を命じられ、学会員で嘆願署名を行う事態となった。今回は当初 2020 年開催予定であったが、東京オリンピックの混雑を避けるために一年間延期し、2021 年 12 月 10～12 日京都テルサにおいて開催予定であった。しかし新型コロナ・オミクロン株流行拡大の懸念から、11 月 1 日に翌年 4 月末に再度延長を決定し、12 月 20 日には全面オンライン開催へと変更を余儀なくされた。

いずれにしても延長開催となった本学会は、オンライン Zoom 上で 3 日間開催され、基調講演、特別セッション、パネルセッション、ラウンドテーブル、および個人発表を行った。結果として、6 つのルームで並行して、29 の企画パネルセッション、43 の個人発表パネルセッションを行った。基調報告では末廣昭氏、ガシアン・テーチャピーラ氏、サイチョン・サッタヤヌラック氏の三名がタイの持続的発展の方向性について、それぞれ経済、政治、社会の面から論じた。特別セッションは 3 セッション開催され、持続的開発と、COVID ワクチン接種の政治性について論じた 2 つの招待セッションと、2022 年 1 月に逝去した米国ワシントン大学文化人類学者のチャールズ・カイズ氏 (1937–2022) の追悼セッションが行われた。

基調報告後の各企画、個人発表パネルセッションは、一部を除き英語で報告された。今回は発表者が内容を 15 分間のビデオにまとめてアップロードし、参加者は事前視聴をしてから参加することが求められた。発表では全体で 60～90 分間の時間が与えられ、各発表者は 5 分間に要約発表してから討論を行った。

テーマは多岐にわたるが、アート・メディア・文化政治 (15)、歴史 (11)、トランスナショナリズムと移民 (6)、宗教 (6)、エスニシティと

少数民族 (6)、社会運動 (5)、ジェンダーとセクシャリティ (5) が多くの発表者を集めた（※括弧内の数字はセッション数）。

特にアート・メディア・文化政治をテーマとする発表者が多かった理由として、近年のタイ政治や経済におけるメディア・アート活用への注目を示していると言えるだろう。政治デモにおけるアートや音楽を用いた象徴的な抵抗や、政府によるメディア内での統制やイメージの植え付けが行われており、タイのメディアはイメージによる闘争の場となっている。さらに経済において、「ノスタルジア」や「タイらしさ」は商品価値を持つようになっており、観光政策に活用されている。タイの消費社会、情報化社会の高度化に伴い、メディアへの関心が高まっている。

さらにメディア・アートによる自己アイデンティティの形成、もしくはイメージの植え付けへの関心は、エスニシティと少数民族やジェンダーについても多くの議題を生み出している。以前よりタイ人の自己アイデンティティに関するタイ人性 (Thai-ness) の研究が行われてきたが、雑多な伝統慣習や文物を直感的にまとめてしまう傾向があった。それを乗り越え、若手を中心にアイデンティティ問題をメディア論やナラティブ理論からより相対化する研究が進んでいる。

また本学会は、諸外国の研究機関に散らばるタイ人研究者と外国人研究者が進めている国際共同研究の最新動向を知ることができるという魅力がある。今回も欧米に保存されているタイの古典書籍などの在外資料を有効に活用し、さらに諸外国に蓄積された知識を響き合わせながら進められた国際タイ研究の報告がなされた。

参加者数はばらつきがあり、セッションによっては 30 名以上が参加するセッションもあったが、場所によってはわずかに発表者のみというセッションもあったと聞いている。やはり参加人数において対面には及ばなかった。その大きな要因の一つとしては、日本・京都への訪問を希望していた参加者が取りやめにしたために、参加人数自体が少なかったことがあげられる。

しかし、本学会ではオンライン会議のコミュニケーション不足を軽減する独自の努力があった点は評価できる。一つ目に、モデレーターに対して事前会議を開き、発表者間で交流や意見交換の機会を持つことが事務局より指示された。これは濃密な議論を行うために概ねうまく機能した。二つ目に会期中、常設チャットルームが設置され、パネル終了後も参加者が自由にチャ

ットできる配慮が行われた。しかし、十分な認知がなかったせいか、利用率は高くなかったと思われる。

次回 15 回国際タイ学会は 2025 年タイ国内での開催となるが、開催地は現在のところ未定である。

東南アジアにおける自律的な知の模索

芹澤隆道（京都大学）

2022 年 5 月 11 日から 12 日にかけてシンガポール国立大学社会学部とマレー研究学部の共催による “Theorising from Elsewhere: Autonomous Knowledge” というワークショップが、オンサイトとオンラインのハイブリッド形式で開催された。主にシンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピンに拠点を置く研究者たちが発表し、第三世界やグローバルサウスにおける大学や研究機関が抱えてきたさまざまな問題が議論された。開会と閉会の辞を述べたシンガポール大学教授サイード・ファリド・アラータスによれば、第三世界における学知の脱植民地化のためには、オリエンタリズムやヨーロッパ中心主義批判だけでは不十分であり、欧米の学知を積極的に取り込みながら、それぞれの地域の歴史、社会、文化に関する知を生産してきた民族主義者、伝統主義者、土着主義者、派閥主義者を批判する必要があるという。その上で本ワークショップの目的を、欧米の知的伝統とは無縁なところで、新しいアイデアや伝統を模索してきた「失われた」あるいは「知られてこなかった」脱植民地的な知の発掘としている。

興味深い発表が数多くあったが、その中でもフィリピン大学教授ラモン・ギレルモによる “Challenging Neoliberal Scientometrics: Towards Autonomous Academic Communication Communities” は、印象深かった。第三世界の大学、研究機関に所属する研究者は、欧米の大学・研究機関が刊行するいわゆるトップジャーナルから論文を掲載することが昇進の決め手となる。逆に言えば、フィリピン国内で刊行されている学術誌から論文が掲載されても評価されないため、論文数を集められないローカルな学術誌は窮地に立たされている。特に若手の研究者は、トップジャーナルに付いているインパクト・ファクターや引用数を求めており、単著や本の章を執筆することを重視していない。フィリピン国内の出版社から本を刊

行してもさほど評価されないからである。さらにトップジャーナルは購読料が非常に高額なため、フィリピンの大学図書館が契約することは経済的に厳しく、フィリピン人の研究者や院生はアクセスできない。ギレルモによれば、高額なトップジャーナルに価値をもたせる新自由主義的な学界の風潮は、欧米先進国に拠点を置く研究者には恩恵を与える（仲間内で引用し合い、点数を稼ぐなど）一方で、第三世界の研究者たちは排除されるか、同化するかの二択しか与えられていないのである。

シンガポールやフィリピンでは英語が学術主要言語になっており、大学や研究のグローバル化（という名の下の資本主義化）の煽りを、直接受けてしまうのだろう。この点で、人文・社会科学の分野では日本語を主要言語として使える日本の学界の状況とは、やや異なるのかもしれない。しかし戦後日本の東南アジア研究を支えてきた出版社や学術誌の廃刊は後を絶たない。また科研費などの助成金を使った海外大手商業出版社から東南アジア研究の成果を刊行したとしても、それはトップジャーナルと同じく高額であり、多くの東南アジアの研究者や学生、あるいは図書館でさえ手軽にアクセスできるものではない。誰に対して、どのような研究を、どの媒体から発信するのか、日本だけでなく世界各地の東南アジア研究は岐路に立たされているのではないかということが脳裡によぎった。

University of Passau: A Gateway to Southeast Asian Studies in Germany

Pavin Chachavalpongpun (Kyoto University)

In July 2013, I was invited to participate in a conference titled “Quo Vadis in Thailand?” at the University of Passau in Germany. My participation in this conference effectively paved the way for a greater collaboration between University of Passau and the Center for Southeast Asian Studies at Kyoto University. They signed a MOU a few months later. Since, they have co-organised several conferences and workshops to promote Southeast Asian Studies. With the recent appointment of Professor Dr Wolfram Schaffar as the Chair of Development Politics at University of Passau, more collaboration has been further strengthened, at a time when University of Passau is tasking itself to serve as a gateway to Southeast Asian Studies in Germany.

Despite the geographically marginal location of Passau—a small town on the German Austrian border, Southeast Asian Studies at the University of Passau can count as one important institution of its kind. The University in its present shape was founded in the 1980s, but rests on a tradition of 400 years of academic tradition of a Jesuit college. Universities in Germany are under the jurisdiction of the federal states. And the Free State of Bavaria is known for its centralised state-planning of area studies since the 1980s. Chinese studies were concentrated at the University of Würzburg, Japanese studies in Munich, while Spain, Portuguese and Latin American studies (ISLA) in Augsburg.

Southeast Asian area studies were established at Passau University in 1986. Different from the chairs of Thai studies or Vietnamese studies at the University of Hamburg, or the departments of modern Asian studies, including Myanmar, Cambodian and Laotian studies at Humboldt University in Berlin, the Chairs of Insular and Mainland Southeast Asia in Passau were the first of their kind following an area studies concept and with Southeast Asian area studies (Südostasienkunde) in their names.

In the beginning, the disciplinary orientation of the chairs had a focus on language and culture. They not only offered a master programme in Southeast Asian Studies but were also a part of a very successful and internationally acclaimed programme called International Cultural and Business Studies. Criticised as a child of the Cold War and for its orientalist tradition, area studies came under pressure with the ascent of globalisation. In 2009, contrary to this global trend, the German government, started funding inter-university and trans-disciplinary research projects to support and further develop the concept of area studies. This created the space for conceptual innovation, such as the notion of New Area Studies at the Humboldt University in Berlin. This trend also triggered a re-conceptualisation of Southeast Asian studies at Passau University. The two chairs were transformed towards a more disciplinary orientation in social science: 1) the Chair of Comparative Development and Cultural Studies with a focus on Insular Southeast

Asia, currently held by Professor Martina Padmanabhan, and 2) the Chair of development politics, currently held by Professor Wolfram Schaffar, with a focus on Mainland Southeast Asia.

A notable feature of Southeast Asian studies at the University of Passau throughout different periods of time is the extensive language programme. Courses from beginner to advanced levels, taught by native speakers, in Southeast Asian languages such as Indonesian, Thai, Vietnamese and Chinese are offered on a regular basis.

The main concentration of research and teaching of Southeast Asian Studies at Passau University lies on processes of post-colonial transformation in Insular and Mainland Southeast Asia, including South-West China. Fields of study include development policy, economic and political transformation, gender, religion and culture, political and social conflicts. Drawing on post-colonial and intersectional theories, concepts of cultural and social anthropology and materialist (Frankfurt School) critical theory, the chairs also reflect on the role in which universities are playing in a world of intertwined multiple crises, such as rising authoritarianism, climate change, new diseases and war. In teaching and research, a leading concept is reflexivity: social and political conflicts in Southeast Asia are not seen as distant phenomena, but as reflections and articulations of global crises, which are linked to Europe, and which can also be observed here. Professor Schaffar reminded me not to forget that the King of Thailand, Vajiralongkorn, has been residing just around the corner.

Anyone interested in connecting with the Chair of Development Politics at Passau University is able to write an email to Professor Schaffar at wolfram.schaffar@uni-passau.de. His mailing address is: University of Passau, Dr. Hans-Kapfinger-Str. 14D, 94032 Passau, Germany. More details can be found at <https://www.phil.uni-passau.de/lehrstuehle/entwicklungspolitik/>.

地区活動報告

各地区例会は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、発表者の地区にこだわらずオンラインで開催し、例会運営は地区担当理事・委員が交代（または共同）で担当しました。

2021 年 11 月～2022 年 3 月までの「オンライン例会」活動状況は以下の通りです。なお、3 月例会はオンライン例会特別企画とし、学会修論・博論発表会を開催いたしました。

11 月オンライン例会

2021 年 11 月 27 日（土）

企画：「現代東南アジアにおけるアーツマネジメントの諸相」

企画者：岩澤 孝子（北海道教育大学）

〔第一部〕

司会：岩澤 孝子

発表者 1 中川 眞（大阪市立大学）

「東南アジアおよび日本におけるアーツマネジメントによる国際ネットワークの形成」

発表者 2 南田 明美（日本学術振興会特別研究員）

「タイ・クロントゥーイ・ディーチャンのコミュニティ音楽：こどもが社会変革者になる」

発表者 3 谷地田 未緒（国立アイヌ民族博物館）

「カンボジアの文化復興と芸術振興：カンボジア・リビング・アーツとファー・カンボジアンサーカス」

〔第二部〕

司会：田代 亜紀子（北海道大学）

発表者 4 岩澤 孝子

「ラオスにおける映像制作プログラム：@My Library による学びと創造のプロセス」

発表者 5 長津 結一郎（九州大学）

「ミャンマーにおける芸術家コミュニティ：平和の詩の朗読フェスティバル（Peace Poetry Recitation Festival）を中心に」

発表者 6 武藤 大祐（群馬県立女子大学）

「ハノイにおける遊び場の創出：Think Playgrounds の取り組み」

〔第三部〕

全体討論「ソーシャルアートを通じた対話と共有」

12 月オンライン例会

2021 年 12 月 17 日（金）

松井 和久（愛知県立大学）

「新型コロナ禍でのインドネシア経済と外国投資動向」

※ 愛知県立大学公開講座「インドネシア現地経済事情講習」と共催

3 月 東南アジア学会修論・博論発表会（オンライン例会特別企画）

2022 年 3 月 12 日（土）

1 [修論・構想] 鈴木 一平（沖縄県立芸術大学 造形芸術研究科比較芸術学専攻比較芸術学専修 民族芸術文化学研究室修士課程 1 年）

「琉球・沖縄とクリス」 コメント：俵 寛司（国立台湾大学）

2 [修論・提出済] 奥田 真由（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科東南アジア地域研究専攻）

「世界遺産白川郷における現在の相互扶助ーインドネシアのゴトン・ロヨン研究に向けて」

コメント：三浦 恵子（早稲田大学）

3 [修論・提出済] 角田 一樹（早稲田大学大学院人間科学研究科地域・地球環境科学研究領域環境社会学ゼミ所属）

「インドネシアにおける「地域制」国立公園制度構築の必要性ー慣習林承認プロセスの課題分析よりー」 コメント：佐久間 香子（東北学院大学）

4 [修論・提出済] 柴山 元（京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科東南アジア地域研究専攻）

「「たまり場」のポリティクス：台湾の多文化主義政策の下でのインドネシア移民の空間実践」 コメント：小池 誠（桃山学院大学）

5 [博論・構想] 福井 就（立命館大学政策科学研究科博士課程後期課程（D2））

「東南アジアからの留学生の実態及び留学生募集の可能性についてーミャンマーに焦点をあててー」 コメント：比留間 洋一（静岡大学）

6 [修論・構想] Amanda Amalia Noor Arifah（Ritsumeikan University, Graduate School of Policy Science）

”Paribasan: Analysis on the Javanese Proverbs found in the Child Protection Policy by the Ministry of Women Empowerment and Child Protection of Republic Indonesia”
コメント：菅原 由美（大阪大学）

7 [修論・提出済] 王 雨芊（東京大学総合文化研究科地域文化研究専攻修士 2 年）

「マレーシアにおける「一帯一路」政策に対する社会史的考察ー「仲介者としての華人エリート」の役割」 コメント：篠崎 香織（北九州市立大学）

8 [博論・提出済] 栗原 美紀（上智大学大学院総合人間科学研究科社会学専攻博士後期課程・アジア文化研究所特別研究員）

「ヨガにおける身体的経験と言語的实践：マレーシア・クアラルンプール周辺の指導者を事例として」 コメント：板垣 明美（横浜市立大学）

9 [修論・構想] Manita Tantipimolphan
(University of Tsukuba)

” Royal’s speech concerning Thai politics delivered in times of political crisis from 2006 to 2016” コメント：永井 史男（大阪市立大学）

10 [修論・構想] Sirawut Chitjai
(International Public Policy Program,
Graduate School of Business Sciences,
Humanities and Social Sciences, University
of Tsukuba)

” Thailand-United States defense cooperation during Prayut Chan-Ocha government” コメント：永井 史男

11 [修論・提出済] SHE CAN（東京大学総合文化研究科地域文化研究専攻）

「軍事港としての香港、1841ー1911」 コメント：坪井 祐司（名桜大学）

12 [博論・構想] 黒岩 千尋（早稲田大学理工学術院総合研究所嘱託研究員）

「フランス領インドシナの「歴史的記念物」制度と「アンコール考古学公園」のツーリズム拠点化」 コメント：田代 亜紀子（北海道大学）

以上

会員情報

(2021 年 11 月～5 月 26 日)

事務局より**1. 学会誌『東南アジア—歴史と文化—』の電子アーカイブ化について**

1 号から 48 号までの学会誌について、下記 URL にて電子アーカイブが公開されておりますので、よろしくご利用下さい。

<https://www.jstage.jst.go.jp/browse/sea/-char/ja/>

2. 会員情報の変更届について

転居や就職などで会員情報の登録内容に変更がある場合や退会する場合には、すみやかに以下の要領で変更手続きをとってください。

(1) 変更届けの提出

学会ウェブサイトを利用する場合、学会ウェブサイトの「会員登録の変更・退会届」のページで変更のある項目を入力して送信してください。電子メールを通じた届けでもかまいません。

Fax や郵便を利用する場合、次ページの「変更・退会届」をコピーして該当事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

(2) 会員メーリングリストの登録アドレス変更

メールアドレスを変更した場合、上記の変更届と別に会員メーリングリスト (SEAML) に登録したメールアドレスの変更を行う必要があります。学会ウェブサイトの「東南アジア学会メーリングリスト SEAML 案内」の「登録変更ページ」で旧アドレスを解除した後、新アドレスの登録を行ってください。

*退会する場合にはメーリングリストの解除も忘れずをお願いします。

3. 学会からの連絡を郵便で受け取りたい場合

本学会からの連絡は基本的にすべて会員メーリングリスト (SEAML) を通じて行っています。郵送による連絡を希望する会員は、「郵送希望書」の提出と、会費と別に郵送手数料 (年間 2000 円) が必要となります。

退会以外の理由で SEAML から登録アドレスを解除する場合、「郵送希望書」を提出していただかないと学会からのお知らせが届かなくなりますのでご注意ください。郵送を希望する場合は、次ページの「郵送希望書」に必要事項を記入し、東南アジア学会会員管理係に送付してください。同じ内容が記載されていれば電子メールによる連絡も受け付けます。

*なお、郵送手数料は当該年度の会費とまとめてお支払いくださるようお願いします。

4. 入会手続きについて

本学会への入会には本学会の正会員 1 名の推薦が必要です。入会を希望する方は、学会ウェブサイトから入会申込書入手して必要事項を記入し、推薦者の署名を受けた上で、東南アジア学会会員管理係に送付してください。

5. 学会ウェブサイトについて

本学会の諸規程、研究大会案内、地区例会案内などについては学会ウェブサイトをご覧ください。なお、2018 年 5 月より学会ウェブサイトは刷新されました。

6. 研究大会の報告者募集について

詳細は 6 月にお送りする研究大会予報をご覧ください。

7. 旅費の補助について

研究大会で研究報告を行う若手会員の旅費の一部を補助します。該当者は研究大会での報告が決まったら大会理事にお問い合わせください。

8. 会誌への投稿について

会誌『東南アジア 歴史と文化』への投稿を希望する方は、学会ウェブサイトにある投稿に関する諸規程をご覧ください。

9. 会費について

年会費は、一般会員 8000 円、学生会員 5000 円です。振込先は以下の通りです。

郵便振替口座 00110-4-20761 東南アジア学会

なお、郵便局以外の金融機関からの振込みの場合は、以下の口座宛にご送金ください。

口座名「東南アジア学会 (トウナンアジアガッカイ)」

店名「〇一九 (ゼロイチキュウ)」

店番「019」 口座種別「当座」

口座番号「0020761」

東南アジア学会事務局

〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町 46

京都大学東南アジア地域研究研究所

小林知研究室

Email: jsseas@ml.rikkyo.ac.jp

URL: <http://www.jsseas.org/index.html>

会員情報係

(株) 京都通信社

〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

TEL 075-211-2340

FAX 075-231-3561

Email jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

この用紙に必要な事項を記入のうえ、会員管理係に FAX または郵送でお送りください。

(学会ウェブサイトからの変更・退会届提出も可能です)

会員情報係：(株) 京都通信社 〒604-0022 京都市中京区室町通御池上ル御池之町 309 番地

Tel: 075-211-2340 Fax: 075-231-3561 E-mail: jsseas-db@ml.rikkyo.ac.jp

住所等の変更・退会届

名前：

☐ 下記の通り会員登録を変更します

現住所：

所属：

職名：

所属先住所：

メールアドレス：

専攻：

研究課題（追加の場合もすべて列挙してください。但し 3 つまで）：

その他の変更：

退会届

年 月 日をもって東南アジア学会を退会します。

署名：

* 会費滞納者の退会は認められませんので、ご注意ください

郵送希望書

学会からの連絡は郵送にて下記の住所に送ってください。

* どちらかにチェックを入れてください。

☐ 一般会員（会費+郵送手数料=10000 円）

☐ 学生会員（会費+郵送手数料=7000 円）

名前：

あて先：

東南アジア学会会報 第 116 号
2022 年 5 月発行

発 行 東南アジア学会事務局（会長 岩井美佐紀）
編 集 東南アジア学会事務局（総務 小林知）
所在地 〒606-8501 京都市左京区吉田下阿達町 46
京都大学東南アジア地域研究研究所 小林知研究室
Email jsseas@ml.rikkyo.ac.jp
URL <http://www.jsseas.org/index.html>
郵便振替 00110-4-20761 東南アジア学会
